

令和 7 年第 3 回定例会

# 九十九里町議会議録

令和 7 年 9 月 3 日 開会

令和 7 年 9 月 19 日 閉会

九十九里町議会

# 令和7年第3回九十九里町議会定例会会議録

## 目 次

○招集告示..... 1

### 第 1 号 (9月3日)

○議事日程.....	3
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
○職務のため出席した者の職氏名.....	4
○開会及び開議の宣告.....	5
○議事日程の報告.....	5
○議長辞職の件.....	5
○日程の追加.....	6
○議長の選挙.....	6
○日程の追加.....	9
○副議長の選挙.....	9
○常任委員会委員の選任.....	11
○議会運営委員会委員の選任.....	12
○日程の追加.....	13
○東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件.....	14
○日程の追加.....	14
○東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙.....	14
○日程の追加.....	16
○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職の件.....	16
○日程の追加.....	17
○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙.....	17
○日程の追加.....	18

○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職の件	19
○日程の追加	19
○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙	20
○日程の追加	21
○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件	21
○日程の追加	22
○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	22
○日程の追加	23
○議会改革推進特別委員会委員辞任の件	24
○日程の追加	25
○議会改革推進特別委員会委員の選任	25
○会議録署名議員の指名	26
○会期決定の件	26
○諸般の報告	27
○行政報告	27
○散会の宣告	32

## 第 2 号 (9月4日)

○議事日程	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため出席した者の職氏名	36
○開議の宣告	37
○議事日程の報告	37
○一般質問	37
西 村 み ほ 君	37
松 井 由美子 君	46

善 塔 道 代 君	5 7
谷 川 優 子 君	6 8
○散会の宣告	7 8

第 3 号 (9月5日)

○議事日程	7 9
○出席議員	7 9
○欠席議員	8 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 0
○職務のため出席した者の職氏名	8 0
○開議の宣告	8 1
○議事日程の報告	8 1
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号から議案第8号までの上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
・議案第2号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）	
・議案第3号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第4号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第5号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
・議案第6号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	
・議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）	
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
・議案第17号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
・議案第18号 財産の取得について	
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
・議案第19号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるについて	
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5

・議案第20号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについて	
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
・議案第21号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについて	
○休会の件	99
○散会の宣告	99

第 4 号 (9月9日)

○議事日程	101
○出席議員	102
○欠席議員	102
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	102
○職務のため出席した者の職氏名	102
○開議の宣告	103
○議事日程の報告	103
○議案第9号から議案第16号の上程、説明	103
・議案第9号 令和6年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について	
・議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について	
○報告第1号の上程、説明	104

・報告第1号 令和6年度九十九里町健全化判断比率の報告について	
○報告第2号の上程、説明	105
・報告第2号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第3号の上程、説明	105
・報告第3号 令和6年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第4号の上程、説明	105
・報告第4号 私債権の放棄について	
○報告第5号の上程、説明	105
・報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について	
○報告第6号の上程、説明	106
・報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和6事業年度における業務実績に関する評価結果について	
○報告第7号の上程、説明	106
・報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第4期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果について	
○休会の件	120
○散会の宣告	120

### 第 5 号 (9月19日)

○議事日程	121
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	122
○職務のため出席した者の職氏名	122
○開議の宣告	123
○議事日程の報告	123
○議案第9号から議案第16号までの質疑、討論、採決	123

・議案第 9 号 令和 6 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 10 号 令和 6 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 11 号 令和 6 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 12 号 令和 6 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 13 号 令和 6 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 14 号 令和 6 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 15 号 令和 6 年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について	
・議案第 16 号 令和 6 年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について	
○閉会の宣告	140
○署名議員	141

九十九里町告示第98号

令和7年第3回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月13日

九十九里町長 浅岡 厚

1 期 日 令和7年9月3日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和 7 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 9 月 3 日（水曜日）

# 令和7年第3回九十九里町議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和7年9月3日（水）午前9時30分開会

日程第 1 議長辞職の件

追加日程第 1 議長の選挙

追加日程第 2 副議長の選挙

日程第 2 常任委員会委員の選任

日程第 3 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 3 東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件

追加日程第 4 東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙

追加日程第 5 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職の件

追加日程第 6 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙

追加日程第 7 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職の件

追加日程第 8 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙

追加日程第 9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件

追加日程第 10 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第 11 議会改革推進特別委員会委員辞任の件

追加日程第 12 議会改革推進特別委員会委員の選任

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期決定の決定

日程第 6 諸般の報告

日程第 7 行政報告

出席議員（14名）

1番	小野谷 元伸君	2番	阿井 賢一君
3番	松井 由美子君	4番	西村 みほ君
5番	小川 浩安君	6番	原田 教光君
7番	鎌田 貴俊君	8番	中村 義則君
9番	古川 徹君	10番	内山 菊敏君
11番	善塔 道代君	12番	細田 一男君
13番	高橋 功君	14番	谷川 優子君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	浅岡 厚君	副町長	藤原 慎君
教育長	鈴木 弘君	総務課長	作田 延保君
企画政策課長	羽斗伸一君	財政課長	鈴木 桂君
税務課長	中北一成君	住民課長	田畠 総子君
健康福祉課長	戸村 恵子君	社会福祉課長	鈴木 浩之君
農林水産課長	川島 常嗣君	商工観光課長	古関 保君
まちづくり課長	木原 隆行君	会計管理者	古川 紀行君
ガス課長	麻生 雅弘君	教育委員会事務局長	鶴岡 正美君
教育委員会事務局主幹	中村 勝君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鎌田 貴賜君 書記 鈴木 克奈君

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時30分

○副議長（鎌田貴俊君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和7年第3回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○副議長（鎌田貴俊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎議長辞職の件

○副議長（鎌田貴俊君） 議長、中村義則君から議長の辞職願があらかじめ提出されておりますので、御報告いたします。

日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中村義則君の退場を求めます。

（8番 中村義則君 退席）

○副議長（鎌田貴俊君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○副議長（鎌田貴俊君） お諮りいたします。

中村義則君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、中村義則君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中村義則君の入場を許します。

（8番 中村義則君 着席）

○副議長（鎌田貴俊君） ここで、前議長、中村義則君より退任の御挨拶がありますので、御登壇いただきます。

（8番 中村義則君 登壇）

○8番（中村義則君） 令和7年9月議会をもちまして、議長という職を退任させていただきました。

今まで、先輩議員、また同僚議員、後輩議員、また町長をはじめとする執行部職員の皆様

方、また議会事務局の職員の皆様方には大変お世話になりました。皆さんの御理解、御協力をいただきまして、2年間ではありますけれども、無事議長という職に就かせていただきました。

これから一議員といたしまして、町、九十九里町議会、また町民のために新たに努力していきたいと思っておるところでございます。

結びになりますけれども、これから九十九里町、また重ねた言葉になりますが、九十九里町、九十九里町議会、九十九里町町民の皆様の御健勝と御多幸を切に願いまして、簡単ですが退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（鎌田貴俊君） 中村前議長、2年間大変お疲れさまでございました。

---

#### ◎日程の追加

○副議長（鎌田貴俊君） ただいま、中村義則君の議長辞職により、議長が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第1 議長の選挙

○副議長（鎌田貴俊君） 追加日程第1、議長の選挙を行います。

暫時休憩いたします。

（午前 9時35分）

---

○副議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時43分）

---

○副議長（鎌田貴俊君） 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長（鎌田貴俊君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、阿井賢一君、4番、西村みほ君、9番、古川徹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長（鎌田貴俊君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長（鎌田貴俊君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○副議長（鎌田貴俊君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に氏名を記入してそのままお持ちください。

1番、小野谷元伸議員から順次投票をお願いします。

(投票)

○副議長（鎌田貴俊君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長（鎌田貴俊君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、阿井賢一君、4番、西村みほ君、9番、古川徹君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（鎌田貴俊君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 ゼロです。

有効投票のうち、

7番 鎌田貴俊 13票

14番 谷川優子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、私、鎌田貴俊が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（鎌田貴俊君） ここで議長就任に当たりまして、御挨拶を申し上げさせていただきます。

(7番 鎌田貴俊君 登壇)

○7番（鎌田貴俊君） ただいま、先輩議員、同僚議員の温かい御推挙により、議長に就任させていただきました。改めまして、その重責に身の引き締まる思いを感じるとともに、また身に余る光栄をいただき、心より感謝申し上げます。

これから、微力ではありますが、議会の長として町長をはじめ、執行部の皆様とのパイプ役を自認する中、これから円滑な議会運営に全力でその職責を果たしていく所存であります。

御承知のとおり、現在町では環境、医療、教育などの分野におきまして、幾つかの難局を抱えておりますが、議員の皆様の御協力をいただきながら、住民にとって住みよいまちづくりに精いっぱい努力してまいります。

つきましては、今後とも皆様のさらなる御指導、御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

暫時休憩いたします。

(午前 9時52分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時52分)

---

## ◎日程の追加

○議長（鎌田貴俊君） 先ほど議長選挙において、副議長でありました私が当選したことにより、ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前 9時53分）

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時56分）

---

## ◎追加日程第2 副議長の選挙

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（鎌田貴俊君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、阿井賢一君、4番、西村みほ君、9番、古川徹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（鎌田貴俊君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長（鎌田貴俊君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に氏名を記入の上、お持ちください。

1番、小野谷元伸議員から順次投票をお願いします。

(投 票)

○議長（鎌田貴俊君） 投票漏れはございませんか。

(発言する者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

2番、阿井賢一君、4番、西村みほ君、9番、古川徹君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（鎌田貴俊君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 ゼロです。

有効投票のうち、

6番 原田教光君 13票

14番 谷川優子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、原田教光君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（鎌田貴俊君） ただいま副議長に当選されました原田教光君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました原田教光君を紹介いたします。

原田教光君、当選の挨拶をお願いいたします。

(6番 原田教光君 登壇)

○6番（原田教光君） ただいま御承認を賜り、町議会副議長の大任を拝命いたしました原田教光でございます。

このたびの御推挙に深く感謝を申し上げるとともに、その重責に身の引き締まる思いでおります。微力ではございますが、議長を補佐し、円滑かつ公正な議会運営に努めてまいる所存でございます。また、町民の皆様の負託に応えるべく、誠実に職責を果たしてまいります。

今後とも、議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

(午前10時04分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時08分)

---

◎日程第2 常任委員会委員の選任

○議長（鎌田貴俊君） 日程第2、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

総務経済常任委員会委員に、12番、細田一男君、10番、内山菊敏君、9番、古川徹君、8番、中村義則君、6番、原田教光君、5番、小川浩安君、3番、松井由美子君、続きまして、文教民生常任委員会委員に、14番、谷川優子君、13番、高橋功君、11番、善塔道代君、7番、

鎌田貴俊、4番、西村みほ君、2番、阿井賢一君、1番、小野谷元伸君をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田貴俊君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時10分)

---

○議長(鎌田貴俊君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

---

○議長(鎌田貴俊君) 各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

総務経済常任委員会委員長、5番、小川浩安君、副委員長、9番、古川徹君、文教民生常任委員会委員長、11番、善塔道代君、副委員長、4番、西村みほ君であります。

---

### ◎日程第3 議会運営委員会委員の選任

○議長(鎌田貴俊君) 日程第3、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田貴俊君) 異議なしと認め、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、13番、高橋功君、12番、細田一男君、11番、善塔道代君、9番、古川徹君、8番、中村義則君、5番、小川浩安君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田貴俊君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時17分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

---

○議長（鎌田貴俊君） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、8番、中村義則君、副委員長、5番、小川浩安君であります。

暫時休憩します。

(午前10時21分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時21分)

---

### ◎日程の追加

○議長（鎌田貴俊君） ただいま、東金市外三市町清掃組合議会議員、原田教光君と小川浩安君から、東金市外三市町清掃組合議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎追加日程第3 東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第3、東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、原田教光君と小川浩安君の退場を求めます。

（6番 原田教光君、5番 小川浩安君 退席）

○議長（鎌田貴俊君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（鎌田貴俊君） お諮りいたします。

原田教光君と小川浩安君の東金市外三市町清掃組合議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、原田教光君と小川浩安君の東金市外三市町清掃組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

原田教光君と小川浩安君の入場を許します。

（6番 原田教光君、5番 小川浩安君 着席）

---

### ◎日程の追加

○議長（鎌田貴俊君） ただいま原田教光君と小川浩安君の東金市外三市町清掃組合議会議員辞職により、東金市外三市町清掃組合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

---

### ◎追加日程第4 東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第4、東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

東金市外三市町清掃組合議会議員に、9番、古川徹君、5番、小川浩安君の両名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました9番、古川徹君、5番、小川浩安君を東金市外三市町清掃組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9番、古川徹君、5番、小川浩安君の両名が東金市外三市町清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま東金市外三市町清掃組合議会議員に当選されました9番、古川徹君、5番、小川浩安君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

(午前10時27分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

---

### ◎日程の追加

○議長（鎌田貴俊君） ただいま、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）細田一男君から、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎追加日程第5 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職の件

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第5、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、細田一男君の退場を求めます。

（12番 細田一男君 退席）

○議長（鎌田貴俊君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（鎌田貴俊君） お諮りいたします。

細田一男君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、細田一男君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の辞職を許可することに決定いたしました。

細田一男君の入場を許します。

(12番 細田一男君 着席)

---

◎日程の追加

○議長（鎌田貴俊君） ただいま、細田一男君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職により、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）が欠員となりました。

お諮りいたします。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行うことに決定いたしました。

---

◎追加日程第6 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第6、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に、12番、細田一男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました12番、細田一男君を山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12番、細田一男君が山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に当選されました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に当選されました12番、細田一男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

（午前10時34分）

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時34分）

---

### ◎日程の追加

○議長（鎌田貴俊君） ただいま、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）古川徹君から、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）

辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として、議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第7 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職の件

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第7、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職の件を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により、古川徹君の退場を求めます。

（9番 古川 徹君 退席）

○議長（鎌田貴俊君） 事務局長に辞職願を朗読させます。  
（事務局長朗読）

○議長（鎌田貴俊君） お諮りいたします。  
古川徹君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。  
よって、古川徹君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の辞職を許可することに決定いたしました。  
古川徹君の入場を許します。

（9番 古川 徹君 着席）

---

◎日程の追加

○議長（鎌田貴俊君） ただいま、古川徹君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職により、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）が欠員となりました。

お諮りいたします。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行うことに決定いたしました。

---

◎追加日程第8 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第8、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に、8番、中村義則君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました8番、中村義則君を山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8番、中村義則君が山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に当選されました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に当選されました8番、中村義則君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定

により当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

(午前10時41分)

---

○副議長（原田教光君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

---

#### ◎日程の追加

○副議長（原田教光君） 議長と交代いたしましたので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

ただいま、議長、鎌田貴俊君より、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出をされました。

お諮りします。

この際、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（原田教光君） 異議なしと認めます。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件

○副議長（原田教光君） 追加日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鎌田貴俊君の退場を求める。

(7番 鎌田貴俊君 退席)

○副議長（原田教光君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

(事務局長朗読)

○副議長（原田教光君） お諮りいたします。

鎌田貴俊君の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（原田教光君） 異議なしと認めます。

よって、鎌田貴俊君の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

鎌田貴俊君の入場を許します。

(7番 鎌田貴俊君 着席)

○副議長（原田教光君） 暫時休憩いたします。

(午前10時45分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時46分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（鎌田貴俊君） ただいま、私が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職したことにより、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。  
お諮りいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第10 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第10、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思

います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、6番、原田教光君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました6番、原田教光君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6番、原田教光君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました6番、原田教光君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

(午前10時48分)

---

○副議長（原田教光君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

---

#### ◎日程の追加

○副議長（原田教光君） 議長と交代いたしましたので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

ただいま、議会改革推進特別委員会委員、谷川優子君、高橋功君、細田一男君、古川徹君、鎌田貴俊君から、議会改革推進特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。

この際、議会改革推進特別委員会委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（原田教光君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第11 議会改革推進特別委員会委員辞任の件

○議長（鎌田貴俊君） 追加日程第11、議会改革推進特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、谷川優子君、高橋功君、細田一男君、古川徹君、鎌田貴俊君の退場を求めます。

(14番 谷川優子君、13番 高橋功君、12番 細田一男君、9番 古川徹君、7番 鎌田貴俊君 退席)

○副議長（原田教光君） 谷川優子君、高橋功君、細田一男君、古川徹君、鎌田貴俊君より議会改革推進特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（原田教光君） 異議なしと認めます。

よって、谷川優子君、高橋功君、細田一男君、古川徹君、鎌田貴俊君の議会改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

谷川優子君、高橋功君、細田一男君、古川徹君、鎌田貴俊君の入場を許します。

(14番 谷川優子君、13番 高橋功君、12番 細田一男君、9番 古川徹君、7番 鎌田貴俊君 着席)

○副議長（原田教光君） 暫時休憩します。

(午前10時53分)

---

○議 長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時54分）

---

### ◎日程の追加

○議 長（鎌田貴俊君） ただいま谷川優子君、高橋功君、細田一男君、古川徹君、鎌田貴俊の議会改革推進特別委員会委員の辞任により、議会改革推進特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

議会改革推進特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として選任を行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として選任を行うことに決定いたしました。

---

### ◎追加日程第12 議会改革推進特別委員会委員の選任

○議 長（鎌田貴俊君） 追加日程第12、議会改革推進特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

議会改革推進特別委員会委員に、13番、高橋功君、12番、細田一男君、11番、善塔道代君、9番、古川徹君、8番中村義則君をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会改革推進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前 10 時 56 分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 01 分)

---

○議長（鎌田貴俊君） 次に、議会改革推進特別委員会の委員長、副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

議会改革推進特別委員会委員長、13番、高橋功君、副委員長、9番、古川徹君であります。  
暫時休憩します。再開は11時15分です。

(午前 11 時 01 分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 13 分)

---

#### ◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田貴俊君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 阿井 賢一君

10番 内山 菊敏君

を指名いたします。

---

#### ◎日程第5 会期決定の件

○議長（鎌田貴俊君） 日程第5、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの17日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から19日までの17日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第6 諸般の報告

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第6、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第21号、報告第1号から報告第7号の送付があり、これを受理いたしました。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、浅岡厚君、代表監査委員、中村敏男君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者はお手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和7年度第1回定期監査が8月6日、7日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

---

### ◎日程第7 行政報告

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 皆さん、こんにちは。

令和7年第3回九十九里町議会定例会の開催に当たり、御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できることを厚く御礼申し上げます。この夏も全国的に平年より気温が高く厳しい猛暑となり、国内観測史上最高気温を記録し、命に関わるような危険な暑さが続いた地域もございました。今後も太平洋高気圧の勢力が強く、9月から10月にかけても高温傾向が続く見込みで、長引く残暑となり、秋の訪れが遅くなるものと予想しております。

また、7月30日にはロシア・カムチャツカ半島付近を震源とする地震により、津波警報が千葉県九十九里・外房にも発表され、それに伴い本町においては海岸線の16自治区、3,469世帯、8,822人に避難指示を発令いたしました。

幸いにして津波による被害はありませんでしたが、今回の対応について検証し、今後の避難計画や訓練に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、令和6年度決算の概要及び今後の町政運営について申し上げます。

決算の詳細については担当課長から説明させますが、令和6年度の実質単年度収支は1億5,381万5,000円の赤字となり、財政調整基金を取り崩して収支の均衡を保つことができました。

また、経常収支比率については、令和4年度85%、令和5年度87.5%であったものが、令和6年度は89.8%となり、財政構造の硬直化が進んでいる傾向にあります。

健全化判断比率では、町の財政状況は現在のところ問題はありませんが、今後ごみ処理施設の建設や学校建設といった大規模事業を実施することなどを考慮すると、今後の財政見通しは決して楽観視できる状況にはありません。

大規模事業を実施しながら、中長期的に町財政を安定的に運営していくため、より一層の経費の節減と収入の確保に取り組んでまいりますが、そのような厳しい財政状況の中でも、産業振興、子育て支援や教育の充実、高齢者の生活支援、災害対策など、町民の皆様にとって必要な事業については積極的に実施してまいりますので、今後取り組んでいく事業につきましては、私が目指す「笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指し、現在策定中の第5次総合計画後期基本計画に反映させ、令和8年度以降着実に実施していく所存ですので、議員の皆様方におかれましては、今後の町政運営につきまして引き続き御理解と御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

それでは、令和7年第2回九十九里町議会定例会以降の主な事業について御報告申し上げます。

6月7日には町制施行70周年記念事業として、かたかい・とうみ合同のこども園運動会を片貝小学校で開催いたしました。初めての合同運動会でしたが、多くの保護者の方々に御来場いただき、園児たちはもちろん、参加者、来場者みんなで仲よく楽しむことができる運動会となりました。

6月15日の千葉県民の日には、県主催によりサンライズ九十九里において令和7年度県民の日山武地域行事として、「さんぶの魅力を再発見！九十九里浜の魅力を感じよう！」と題し、海の魅力の講演やサンドアートパフォーマンス及びサンドアート体験会が実施されました。

6月20日には昭和40年7月に富山県上市町と姉妹都市を締結し、本年で60周年を迎えるこ

とから、本町において姉妹都市締結60周年記念式典を開催いたしました。記念品として写真パネルを交換し、今後も様々なイベントを通じて両町の発展に協力し合い、さらなる友好の絆を深めていくことを改めて確認し合いました。

7月1日には、片貝・豊海の2か所の海水浴場を開設し、ライフセーバーによる監視体制を整え、来遊客の安全・安心の確保に努めました。おかげをもちまして、開設中は大きな事故もなく、無事終了することができました。

また、町のシンボルであります九十九里ビーチタワーの改修工事も終了し、白一色に生まれ変わり、広大な九十九里浜を一望できるベンチも新たに設置いたしましたので、ぜひ一度お立ち寄りください。

8月3日には、台風の影響を鑑み順延となった夏の風物詩であります町制施行70周年記念第33回九十九里町ふるさとまつりを開催いたしました。快晴の中、今年も来場者みんなが参加できる盆踊りと、町制施行70周年記念を祝し2,500発に増発された大輪の花火が九十九里町の夜空を盛大に飾り、2万人を超える観客に感動を与えることができました。

次に、今後の予定となりますが、9月27日には九十九里小学校の運動会が開催されます。日頃の練習の成果を発揮され、元気いっぱい笑顔あふれる楽しい運動会になることを期待しております。

9月28日には、秋の町内一斉清掃を実施いたします。地域の環境美化推進には、町民の皆様の御協力が必要不可欠であります。議員の皆様におかれましても、それぞれの地域において御参加くださるようお願い申し上げます。

10月12日には、町敬老会が開催されます。町に住むお年寄りの健康長寿を祝うとともに、会場にたくさんの笑顔があふれることを願います。

また、片貝中央海岸において、ビーチライフ in 九十九里町2025も予定されており、今年から国際大会となったビーチクロス競技をはじめ、片山右京氏の講演など多くの来遊客が楽しめるイベントを企画し、全国へ九十九里町をPRしてまいります。

10月19日には、第10回九十九里はまぐりマラソンが開催されます。砂浜をコースとして実施され、日本を代表する九十九里浜のほぼ中心にある本町をアピールしていただき、皆様が改めて九十九里町、九十九里浜の魅力を認識できる機会になることを期待しております。

11月1日から3日には町民文化祭が、3日には産業まつり、健康・福祉まつりが開催されます。

11月9日には、友好姉妹都市であります富山県上市町のつるぎフェスティバル in かみい

ちへの参加を予定しております。

11月10日には、37回目となる若い芽のジョイントコンサートが九十九里中学校で開催されます。今回は町制施行70周年を記念として、NHK千葉放送局の御協力の下、NHK交響楽団にも御参加いただきます。小学校の児童と中学校の生徒が音楽を通じて交流を図り、笑顔あふれるコンサートとなるよう願っております。

今後も予定されています各事業につきましては、詳細が決定次第、皆様にお知らせいたします。実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御協力と御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めるについてでございますが、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙を実施するための所要予算について急施を要することから、令和7年6月23日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしました。

令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）について議会の承認を求めるもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ175万3,000円を追加し、予算の総額を69億1,552万4,000円とするものでございます。

議案第2号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,735万円を追加し、予算の総額を70億1,287万4,000円とするもので、土地改良施設維持管理事業の繰越明許費及び地方債の補正を併せて設定するものでございます。

議案第3号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、予算総額から歳入歳出それぞれ242万5,000円を減額し、予算の総額を1億3,557万5,000円とするものでございます。

議案第4号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、予算総額に歳入歳出それぞれ134万2,000円を追加し、予算の総額を19億1,634万2,000円とするものでございます。

議案第5号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、予算総額に歳入歳出それぞれ178万5,000円を追加し、予算の総額を2億8,678万5,000円とするものでございます。

議案第6号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、予算総額に歳入歳出それぞれ319万5,000円を追加し、予算の総額を20億7,719万

5,000円とするものでございます。

議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入に30万9,000円を、収益的支出に29万5,000円を追加するものでございます。

議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、ガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入から40万7,000円を、収益的支出から95万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。また、第4条に定めた資本的支出には565万1,000円を追加するものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、各担当課長、局長から説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

議案第9号から議案第16号までにつきましては、令和6年度九十九里町の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第17号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、養育する子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、措置の拡充や介護離職防止が図られ、仕事と介護の両立支援制度の周知等が義務づけられたことに伴い、関係条例の所要の改正を行うものです。

議案第18号 財産の取得についてでございますが、消防自動車の更新に伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるについてでございますが、教育委員会教育長の鈴木弘氏が令和7年9月30日をもって任期満了となります、引き続き同氏を教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第20号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについてでございますが、教育委員会委員の川崎修氏が令和7年9月30日をもって任期満了となることから、新たに齊藤慎悟氏を委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第21号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについてでございますが、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人

東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 令和6年度九十九里町健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度の健全化判断比率につきまして、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第2号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について及び報告第3号 令和6年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第4号 私債権の放棄についてでございますが、九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例第2条第1項の規定により、私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度の経営状況について報告するものでございます。

報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和6事業年度における業務実績に関する評価結果についてでございますが、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、業務実績に関する評価結果について報告するものでございます。

報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第4期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果についてでございますが、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、業務実績に関する評価結果について報告するものでございます。

以上が本定例会に上程いたします議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては、担当課長、局長から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鎌田貴俊君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日4日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前 11 時 38 分

令和 7 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 7 年 9 月 4 日（木曜日）

## 令和7年第3回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和7年9月4日（木）午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

##### 出席議員（14名）

1番	小野谷 元伸君	2番	阿井 賢一君
3番	松井 由美子君	4番	西村 みほ君
5番	小川 浩安君	6番	原田 教光君
7番	鎌田 貴俊君	8番	中村 義則君
9番	古川 徹君	10番	内山 菊敏君
11番	善塔 道代君	12番	細田 一男君
13番	高橋 功君	14番	谷川 優子君

##### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	浅岡 厚君	副町長	藤原 慎君
教育長	鈴木 弘君	総務課長	作田 延保君
企画政策課長	羽斗伸一君	財政課長	鈴木 桂君
税務課長	中北一成君	住民課長	田畠 総子君
健康福祉課長	戸村 恵子君	社会福祉課長	鈴木 浩之君
農林水産課長	川島 常嗣君	商工観光課長	古関 保君
まちづくり課長	木原 隆行君	会計管理者	古川 紀行君
ガス課長	麻生 雅弘君	教育委員会事務局長	鶴岡 正美君

教育委員会 中村 勝君  
事務局主幹

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鎌田貴賜君 書記 鈴木克奈君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（鎌田貴俊君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（鎌田貴俊君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 一般質問

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、4番、西村みほ君。

（4番 西村みほ君 登壇）

○4番（西村みほ君） 4番、西村です。

皆様、改めましておはようございます。九十九里町の将来を考えるこの定例議会の場において、一般質問の機会をいただき、鎌田新議長、浅岡町長に心より感謝申し上げます。

7月の議員視察において、先進的な空き家対策を行っている姉妹都市の富山県上市町を訪問し、事業内容について学んでまいりました。町長にも御同行いただきしておりますので、共通理解を得られたのではないかと認識いたしております。

空き家の増加は地域の安全、景観、資産価値に深く関わる課題であり、放置すれば町の活力にも影響を及ぼしかねません。町の魅力を守り、次世代に誇れるまちづくりを進めるため、今こそ実効性ある対策が求められていると考えております。

そこで質問いたします。

1点目、本町において空き家対策は喫緊の課題だと感じますが、本町の空き家対策の現状についてお答えください。

小項目2点目、令和6年に新たな九十九里町観光振興ビジョンを策定し、日本有数の観光立町の実現に向け、この計画を策定しております。観光客がこの町にまた訪れたい、この町に住みたい、そして住民にとってもこの町に住み続けたいと意識を持てるよう、環境美化の意味で今後の空き家対策に関する町の方針をお聞かせください。

大項目2点目、町職員の働き方改革について質問いたします。

近年、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化を背景に、柔軟な働き方へのニーズが高まっています。国においても働き方改革関連法に基づき、柔軟な勤務時間制度の導入が推進されており、中でもフレックスタイム制は始業・終業時刻を職員自身が選択できる制度であり、育児・介護との両立、ワーク・ライフ・バランスの向上など、多くの効果が期待されます。また、週休3日制はまだ全国的には導入例は限られていますが、一部の自治体や企業では職員の満足度向上や離職防止、生産性の向上に寄与しているとの報告があります。

もちろん行政の性質上、常に住民対応が求められる部署があることは承知しておりますが、一方で業務の効率化やＩＣＴの活用、チームによる業務分担などを工夫することで十分に対応可能な余地もあるのではないかと考えます。本町が今後も持続可能な行政運営を目指す上で先進的な働き方を導入していくことは、町の魅力を高め、優秀な人材確保にもつながるのではないかでしょうか。

そこで伺います。

小項目1点目、今後職員の確保や職場環境の改善を図る上で、フレックスタイム制、週休3日制など柔軟な勤務体系の導入検討をされているのか、お答えください。

小項目2点目、高齢化や人材不足などを背景に、全国で地方公務員が地域活動に参加することを期待されています。

兵庫県神戸市では、報酬をもらう地域活動への参加を後押しする地域貢献応援制度を平成29年にスタートしております。北海道鹿部町では、基幹産業の人手不足のため、漁業の手伝いなど、副業を認める基準を明確化いたしました。

地方公務員法第38条による規定はあるものの、その範囲内で地域貢献、現場経験を積むことは大変有意義なことと考えます。国から、本年6月に地方公務員の兼業に関する技術的助言の通知がされたことは皆様御存じかと思います。兼業、副業の許可基準を明確化し、申請及び許可しやすい環境になることが自治体に期待されております。

そこで、町職員に関わる兼業（副業）許可の実態について教えてください。

大項目3点目、子育て支援についての質問に入ります。

こちらに関しては、令和5年3月定例会、令和6年6月定例会の中でも触れさせていただいた内容になります。こちらの質問は以前の所管は健康福祉課でしたが、社会福祉課に移行されたということですので、再度概要と質問の経緯をお話します。

こども家庭庁では、妊婦や子育て家庭の支援のため伴走型相談支援を推奨し、その相談で

は対面やSNSアプリを活用したオンラインの方法により面談を行うと記載されております。本制度を立案したことでも家庭庁長官官房総務課からレクチャーを受けたところ、各自治体にて子育てに特化した相談員、例えば助産師や保育免許のある方にオンライン相談やメールで相談を受けられるような仕組みについても国、県からの交付金の補助対象と伺っており、以前の定例会では導入の要望をさせていただきました。

令和6年6月定例会の際の町長答弁では、「令和6年10月からLINEを活用した行政サービスの導入を予定しており、その中で伴走型相談支援についてもLINEによる相談を取り入れてまいりたいと考えております」と御答弁いただいております。しかしながら、いまだにLINEでの相談窓口がないようですので質問をさせていただきます。

1点目、妊娠時から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」にオンライン相談を取り入れることに関する進捗状況をお聞かせください。

以上で1回目の質問は終わりにいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（鎌田貴俊君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

それでは、西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の本町の空き家対策の現状についての御質問ですが、町環境美化条例に基づき、住民からの情報提供を基に現地調査を行い、適正に管理されていないと認められる場合には所有者へ適正な管理をするよう指導を行っております。

2点目の今後の空き家対策に関する町の方針はとの御質問ですが、令和6年度に町内に存在する空き家などの状況を把握するため、空き家等実態調査を実施いたしました。現在、実態調査の結果を基に、空き家などの現状及び課題を整理しております。

また、空き家等対策協議会の設置に向けて準備しており、今後協議会において町の基本的な方針及び取組等を協議し、九十九里町空家等対策計画を令和8年3月までに策定するとともに、空き家・空き地バンク及び民間事業者と連携を図りながら本町の空き家対策を進めてまいります。

次に、町職員の働き方改革についての御質問にお答えいたします。

1点目のフレックスタイム制、週休3日制など、柔軟な勤務形態の導入検討はとの御質問

ですが、ワーク・ライフ・バランス重視の社会的背景を踏まえ、国や地方公共団体、民間企業においてもフレックスタイム制や週休3日制の導入事例が増えております。

町といたしましても、職員の働きやすい勤務環境の整備は大変重要であると考えております。フレックスタイム制などの導入については、住民サービスの低下を招くことのないよう、職員のニーズ調査を基に先進自治体の事例を参考にして検討し、職員のさらなる働き方改革に取り組んでまいります。

2点目の町職員に関わる兼業（副業）許可の実態についての御質問ですが、町職員の兼業につきましては、地方公務員法第38条の規定に基づき、職員が営利企業の役員に就くこと、自ら営利企業を営むこと、または報酬を得て業務に従事する場合には任命権者の許可を必要としております。

一方で、職員のキャリア形成や地域活動への参画が公務サービスの向上や人材確保につながるとの観点から、兼業しやすい職場環境の整備にも配慮するよう本年6月に総務省から示されたところです。

今後、国の考え方も踏まえつつ、公務に対する信頼性や公平性が損なわれることのないよう、法令及び関係規定に基づき適正に対応してまいります。

次に、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」にオンライン相談を取り入れることに関する進捗状況はとの御質問ですが、町では妊娠の届出のときから保健師が面談を行い、妊婦やその家族が抱える不安や心配事を共有し、不安の軽減など寄り添った支援を行っております。

町としましては、より手厚く適切な支援を行うため、対面による面談を基本としているところですが、相談者の利便性にも配慮し、LINE町役場を活用し、相談内容によってはLINEでの対応を行うとともに、町からの情報提供や面談の予約等にもLINEを活用してまいります。引き続き安心して子育てができるよう、従来からの訪問、電話、メールでの相談を含め、相談者の思いに寄り添いながら、様々な意見を取り入れ、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

以上で西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入ります。

大項目 1 点目の 1、空き家対策の現状についてですが、町長の御答弁にもありました所有者への適正な管理をするよう指導を行っているということですが、その際の具体的な内容についてお聞かせください。また、民間業者と連携している場合は、その内容についてもお聞かせください。

○議 長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

指導の具体的な内容についてでございますが、所有者に対しまして、期限までに措置を講ずるよう個別に指導文書を通知しまして、定期的に実施状況を確認しております。

また、民間事業者とは令和 6 年 11 月に株式会社ジチタイアドと空き家対策に関する連携協定を締結し、空き家・空き地バンク事業、空き家や相続登記に関するチラシのほうを作成を行いました。

また、令和 7 年 4 月 1 日から、まちづくり課にて空き家・空き地バンク事業を実施しており、令和 7 年度固定資産税納税通知書のほうに作成しましたチラシを同封し、広く周知を行い、事業者と連携して対策を進めております。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 2 回目の質問をさせていただきます。

事業者と連携して対策を行っているということですけれども、こちらの効果、空き家・空き地バンクの事業の実績についてお聞かせください。

○議 長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

空き家・空き地バンク事業の実績についてでございますが、令和 7 年 4 月 1 日から 8 月末までの相談件数が 75 件ございました。そのうち 4 件の売買が成立しております。

以上でございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございます。相談件数 75 件と、意外と多いなというふうに感じております。

小項目の 1 に関しては質問は終わりにいたします。

続いて、2 点目の再質問を行います。

町長の御答弁では計画策定を進めているということでしたが、それに関してもう少し詳し

くお聞きいたします。

その中に、姉妹都市上市町の0円空家制度の導入について検討はされておりますか。この事業に関しては全国的にも注目をされ、現在までに30件弱の登録件数があったと聞き、定住人口の増加の一助となっていると伺っております。御答弁お願ひいたします。

○議長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

姉妹都市上市町の0円空家制度の導入の検討についてでございますが、町で直営の0円空家制度の導入は予定しておりません。しかしながら、空き家・空き地バンクに登録できない物件の受皿といたしまして、株式会社ジチタイアドが運営する0円物件マッチング、アキソルへの物件登録について所有者に周知を行っており、引き続き本町の空き家・空き地の有効活用を促進してまいります。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 2回目の質問をいたします。

初めて伺った0円物件マッチング制度ですが、0円空家のような事業を民間と連携して対策を行っていくということで理解をいたしました。

それでは、もう一点先進的な事例を挙げて、検討の余地があるのか伺います。

県内のほかの自治体では、空き家の家財道具処分費用を補助している自治体がございます。空き家は手放したいけれども、家財道具の処分に困っているという話を伺います。

このような費用補助をすることにより空き家バンクの登録件数の増加につながると考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、空き家の家財道具処分費用の補助につきましては、空き家バンクへの登録件数の増加につながる有効な手段であると認識しております。今後、先進自治体の取組状況を参考にし、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございました。観光立町をうたっている本町ですの

で、空き家をリノベーションしての活用や空き家を活用したワーケーション、長期滞在型観光の推進なども可能になると思います。空き家を負の遺産ではなく、未来をつくる資源として捉える視点が観光立町の実現に向けて不可欠ではないのかと考えます。

それでは、次の質問に入ります。

大項目2の1点目、フレックス制の導入は住民サービスの低下を招くことのないようと御答弁がございました。大阪府寝屋川市では、完全フレックス制導入後に、開庁時間を午前8時から午後8時に延長することで仕事帰りの住民の方でも手續が可能になり、住民から好評を得ているということでした。確かに導入当初はいろいろ困難があると理解しています。

また、週休3日制についてですが、千葉県では2024年6月から公務員の離職防止や優秀な人材確保のために制度が導入されております。

フレックス制や週休3日制度の一部導入を早期検討できないか、お答えください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

フレックスタイム制や週休3日制度の導入に当たりましては、慎重な制度設計、それから現場の意見を踏まえた段階的な導入など、十分な準備期間を設けることが重要であると考えているところでございます。

したがいまして、制度を導入する際には試行的に導入することは現実的であって、その上で勤務状況、業務の効率、住民サービスの影響を検証いたしまして、課題を整理した上で段階的に拡大していくことが望ましいと考えているところでございます。

なお、時差出勤の導入につきましても働き方改革という点で効果が期待できますので、これらと並行して検討を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） この点に関して再質問はございませんが、今回質問した2つの制度については既に国や県にて推進されている制度であり、制度設計と運用次第で住民サービスの質の向上をさせることは十分可能です。有能な職員の離職を回避し、職員の働きやすさだけでなく、自治体の魅力向上や人材確保につながるので、長期的にはプラスの効果が期待されます。この改革に関して難色を示す方がいらっしゃるかもしれません。しかし、職員の離職防止のため、若手の意見にも耳を傾けて本気で対策をする必要があるのではないかでしょうか。本件に関しては早期導入を要望いたします。

続いて、小項目2点目、こちらに関して再度確認いたします。

法令及び関係規定に基づき適正に対応するという御答弁でしたが、今現在でも職員が許可を申請すれば兼業できるという理解でよろしいでしょうか。本町の基幹産業は農業、漁業であり、また商店を抱える本町としては家業の手伝いなどもこれに該当すると思いますが、職員の申請があれば許可をし、対応するということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 初めに、町長答弁でもございました地方公務員法第38条でございますが、地方公務員が営利企業の役員や従業員になること、また自ら利益を目的として事業を営むことを原則として禁止をしている規定でございます。これは公務員の公務の中立性や公正性を確保し、住民からの信頼を損なうことのないようにするためにものでございます。ただし、任命権者の許可を受けたときは例外的に従事することが認められております。

また、本年6月の総務省通知、営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項というものが発出されてございます。この中では、許可に当たって、職務の遂行に支障がないこと、利害が生じず公正性が損なわれないこと、職員の職務の品位を損なわないこと、この3点を満たすことを基本としてございますので、議員が例として挙げられた職種によって決まるといったものではなく、職務の性質によって許可がなされるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 職務の性質によって許可がなされることということで理解はいたしました。自治体職員の兼業には慎重な運用が求められる一方で、地域社会へのメリットや職員自身にとってのモチベーションの向上など、多くのメリットがあります。本町にて規定が整備されていないのであれば、早期整備、そして規定の範囲内での兼業の申請がなされた場合は、滞りなく許可が行われるよう望みます。再質問に関してはございません。

続いて、大項目3点目に入ります。

町長の御答弁でLINE町役場を活用しと御答弁いただきましたので、少し前進するのではないかと感じております。そこで、もう少し先進的な事例に関して導入可能か、お尋ねいたします。

市原市では、小児科、産婦人科、助産師に無料で相談できるオンライン相談の窓口を設けており、こちらに関して窓口は民間委託となり、24時間相談可能です。印西市もSNSによ

るオンライン相談を受け付けており、そのデータ集約にはA Iを活用し、潜在的なリスクを浮かび上がらせ、その上で家庭訪問などの支援につなげているということです。こうすることで、本当に支援が必要な方の情報をキャッチすることが可能となります。

本町では保健師による対面での相談、今後はL I N Eでの対応をされるということですが、民間企業の意識調査によると、今の子育て世代の情報源として最も利用頻度が高いのはネット検索、育児アプリ、次いでS N Sとなり、そして信頼できる情報源は家族、友人、次いで医師、助産師、保育士等の専門家でした。そもそも産婦人科、助産院が本町ではなく、小児科も少ない町です。だからといって、相談する際に、町役場や県の窓口に電話をして面談を希望する手段を今の若年層は選択肢として選ばないのでしょうか。

民間委託などの手法に変えれば、オンライン相談の導入は町職員の保健師の負担軽減につながり、また潜在的に問題や悩みを抱えている子育て世代を把握することにつながり、きめ細やかな子育て支援を行うことができると考えますが、再度御答弁をお願いいたします。

○議 長（鎌田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

オンライン相談に民間委託の導入やS N S相談のデータ集約にA Iを活用する手法を用いてはどうかとの御質問でございますが、町といたしましては、面談は原則対面で行うこととし、対象者と対面して表情やしぐさ、その雰囲気や様子を確認することや信頼関係を築くことが重要であるため実施しているところでございます。

しかし、議員のおっしゃるとおり、医療資源の少ない本町におきまして、24時間小児科医や産婦人科医、助産師による無料のオンライン相談の窓口を設けることやS N S相談のデータ集約にA Iを活用することは、潜在的に問題や悩みを抱えている子育て世帯の把握が可能な有用な手段の一つとして認識しております。

町長答弁のとおり、町からの情報提供や面談等の予約にL I N Eを活用してまいりますが、子育て世帯の充実を図るため、先進自治体の取組状況などを参考にしながら子育て世帯のニーズの把握に努めるとともに、効果的な手法や体制について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 課長、御答弁ありがとうございました。

最後にまとめます。

先日、東京ビッグサイトで行われた自治体・公共W e e k という地方公共団体や公共機関向けにDX技術を駆使した製品やサービスを紹介する展示会に赴きましたが、こちらでも子育て支援に関するブースがあり、子育て相談のオンラインを請け負う業者の方が出展されておりました。ここでも子育てに力を入れている自治体が利用されているのがよく分かりました。

空き家対策などに関しては、民間業者と連携している本町です。浅岡町長が重要視する施策として子育て支援を重点的に取り組むとおっしゃっておりますので、こちらに関しても職員や保健師の負担を増やすさず、子育てしやすい自治体を参考に前向きに検討していただくことを要望いたします。

これにて本定例会の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は10時10分です。

（午前10時01分）

---

○議 長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

---

○議 長（鎌田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により、3番、松井由美子君。

（3番 松井由美子君 登壇）

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和7年9月の定例会において一般質問させていただきます。

7月30日、ロシアのカムチャツカ半島沖を震源とするマグニチュード8.7という大規模な地震が発生し、太平洋沿岸に津波警報が発令されました。本町においても避難所が開設され、緊張が走る事態となりました。幸い大きな被害はありませんでしたが、被害がなかったから大丈夫ではなく、津波警報で改めて災害はいつ起こるか分からない、震源地が遠くても日本に津波が到達する可能性はあるという現実を突きつけられました。

9月は防災月間です。災害に対する備えを見直すよい機会として、町としても各家庭や職

場でも防災対策を再確認することが重要です。一つ一つの小さな行動が安心につながり、命を守ることにつながります。

そこで、町民からいただいたお声と安全・安心のまちづくりを目指す観点から質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、災害対策について4点伺います。

1点目に、避難所での情報提供について。

7月30日に発令された津波警報により津波避難所が開設され、約200人の方々が避難されましたと伺っております。その際、避難所において必要な情報が届いていなかったとのお声をいただきました。今回の避難者は多くが高齢の方であり、自力でスマホなどを使って情報を得ることは困難だったと思われます。避難をしていても、津波は今どこまで来ているのか、第2波は来るのかなど、状況が分からないと不安が増大し、心理的な負担が大きくなります。

そこで伺います。

避難所開設後、津波の状況、トイレや飲料水の場所など、必要最低限の情報は提供されていたのか、お聞かせください。

2点目に、避難所での防暑対策について伺います。

近年、酷暑が続いており、本町においても毎日のように熱中症注意情報が出ています。空調設備が整っていない夏場の体育館の避難所は気温が上昇し、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高くなります。

これに対し、先日開設された避難所ではどのような対策を取っていたのか、お聞かせください。

3点目に、職員の避難所運営訓練について伺います。

今回のように、地震による津波はいつ起こるか予測がつかず、発災時にはマニュアルどおりにいかないことが多く、臨機応変な対応が求められます。また、避難所には高齢者、障害者、乳幼児、外国人など様々なニーズの方々が来ます。これらに対応するためには、日頃からの避難所運営訓練が重要です。

そこで、町ではどのような訓練を行っているのか、お伺いします。

4点目に、感震ブレーカーの補助制度の創設について。

近年発生した大規模地震の際の火災の原因として、そのおよそ半数は電気火災が占めていると言われており、総務省の消防白書によると、東日本大震災では、原因が特定されている火災のおよそ54%が電気に起因したものであったとのことです。地震が発生し、停電後に電

気が復旧した際、損傷した電気機器に通電して火災が起きるケースが多く報告されています。感震ブレーカーはその種類や特徴により差がありますが、一般的には震度5強以上の揺れを感じると自動で電気を遮断し、火災の発生を大幅に減らします。このようなことから、感震ブレーカーの設置は非常に有効な防災対策だと考えます。しかしながら、信頼性が高く、家全体の電気を遮断する分電盤タイプの場合、少なくとも2万円ぐらいはかかるようです。

そこで、防災対策として、町で感震ブレーカーの補助金制度の創設をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。町の見解を伺います。

次に、投票率向上への取組について3点伺います。

1点目に、年代別、投票状況について。

千葉県のホームページによると、令和7年7月に行われた参議院選挙における投票率は、千葉県において比例代表で55.73%、千葉選挙区で55.74%、これに対して九十九里町は比例代表で50.39%、千葉選挙区では50.41%となっており、本町の投票率は県の投票率より約5%も低い結果となっております。今後、投票率の向上を目指していく必要がありますが、結果を分析する意味で、本町の年代別の投票状況について教えてください。

2点目に、交通弱者に対する投票所への移動支援について。

総務省の報告には、高齢者は投票の意思があるにもかかわらず、歩行困難などで投票所まで行けない人がいると明記されています。私も、町民の方から、自力で投票所まで行くことが困難であるとのお声を伺います。

そこで、交通弱者に対して送迎などの移動支援を検討すべきだと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

3点目に、不在者投票における投票用紙のオンライン請求について伺います。

有権者が出張、進学、入院などで不在者投票を行う場合、郵送での手続が必要となり、投票日までに書類が届かないと無効になります。しかし、多忙な方にとって、勤務の合間に郵送の準備をするのは手間と時間がかかると言えます。マイナンバーカードを使用したオンライン申請を導入することで手續が簡素化され、利便性や投票率の向上にもつながると思います。

そこで、本町においてもマイナンバーカードを活用したオンライン申請の導入をすべきと考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（鎌田貴俊君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町 長（浅岡 厚君） 松井由美子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、御質問の中で投票率の向上への取組についての御質問は、選挙管理委員会書記長であります総務課長が後ほど答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の避難所での情報提供についての御質問ですが、避難所での情報提供は、避難者が安心して避難所生活を送るためには非常に重要なものであると認識しております。

一方で、発災直後におきましては、まず避難所を開設し、避難者を安全に受け入れることが最優先となります。また、トイレや洗面所の場所といった避難所での生活に必要となる情報につきましては、掲示板等により速やかにお伝えするよう努めております。災害情報はラジオなどにより避難されている方に提供しますが、個人の携帯電話も活用できるよう、充電用の電源の確保にも努めてまいります。

2点目の避難所での防暑対策についての御質問ですが、夏季における避難所は室内温度も上昇しやすい環境にあり、熱中症の発生が危惧されております。今回の津波警報により避難所として使用された九十九里中学校の体育館は、構造上、外気温の影響を受けやすく、また冷房設備が整っていないため、まず窓や出入口の開放による放熱、遮光カーテンによる日射遮蔽を行うことを基本としております。加えて、大型扇風機や冷風機などを使用するほか、飲料水の配布を行い、熱中症の予防に努めているところであります。また、高齢者や乳幼児、体調不良者については、必要に応じて冷房設備が整備されている教室を避難場所として開放し、対応しているところです。

今後、避難者の健康と安全確保に向け、災害協定に基づく資機材の調達や空調設備を有する避難所への分散避難など、状況に応じた対応に努めてまいります。

3点目の職員の避難所運営訓練についての御質問ですが、町では災害時における円滑な避難所運営を確保するため、役場職員を対象に非常参集訓練をはじめ避難所運営訓練、炊き出し訓練、図上訓練などを実施しています。

訓練は、避難所開設から受入れ、避難所の名簿管理や物資配布、生活支援、情報提供までの一連の業務を想定し、職員が役割分担に従って行動する実践的なものとなっており、初動対応の迅速化や情報伝達の精度向上、避難者への安全・安心の確保につなげております。

なお、避難所の運営については、7月30日に発表された津波警報への対応を検証し、マニ

ュアルの見直しも行い、さらなる円滑な避難所運営に取り組んでまいります。

4点目の感震ブレーカーの補助制度の創設についての御質問ですが、近年発生した大規模地震におきましては、電気を原因とする火災、いわゆる電気火災が多く発生しています。町では耐震ブレーカーの設置は地震発生時における電気火災の防止に有効な手段であると認識しており、町主催の防災訓練時に関連企業と連携し、普及・啓発活動を行ってきたところでございます。また、感震ブレーカーについては、国の防災基本計画において普及に努めるものとされたところであり、町の地域防災計画にも位置づけております。

今後、関係者と連携し、感震ブレーカーの必要性や電気火災の危険性について、より一層町民への周知を図ってまいります。

なお、補助制度の導入につきましては、国や県の支援制度の状況などを踏まえ、適切に対応してまいります。

以上で松井由美子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 松井由美子議員からの御質問のうち、私からは投票率の向上への取組についての御質問にお答えをいたします。

1点目の年代別投票状況の御質問でございますが、令和7年3月16日執行、千葉県知事選挙の本町第2投票区投票結果を対象として、千葉県選挙管理委員会が実施したサンプリング調査を基にお答えをいたしますと、20代以下の投票率は16.3%、30代につきましては29.5%、40代では27.9%、50代は30.8%、60代が33.9%、さらに70代以上が36.2%となっております。それぞれの年代の投票率を比較しますと、高齢世代から若年世代になるにつれて減少傾向にあり、特に20代以下の世代の投票率の低さが顕著となる結果となってございます。

こうした状況を踏まえまして、町選挙管理委員会では、若年層への投票呼びかけや期日前投票、不在者投票の活用など、年代別の特性に応じた啓発活動を進めることで、全ての年代における投票参加の促進に努めております。今後も投票率向上に向けた各種施策を継続し、住民の政治参加の拡充を図ってまいります。

2点目の交通弱者に対する投票所への移動支援についての御質問でございますが、投票所までの移動が困難な方々の投票環境改善対策といたしまして、一部の自治体において、巡回バスの運行やタクシーの無償乗車支援等を行っている事例について把握してございます。

しかしながら、本町は、自治体ごとの投票所の数を行政面積で割り返した単位面積当たりの投票所数が県内59市区町村のうち14番目に多く、他の自治体と比較いたしましたも本町の

投票所は多く設置されている状況にございます。

交通弱者の方々に対する投票所への移動支援につきましては、全ての住民が公平に選挙権を行使できる環境を整備する上で重要な課題であり、特に高齢者にはニーズが増えてくるものと認識しております。今後も引き続き、先進自治体の事例などに注視してまいります。

次に、3点目の不在者投票における投票用紙のオンライン請求についての御質問ですが、選挙期間中に出張や旅行、学業、出産などによって町外に滞在している有権者が滞在先から不在者投票をする場合、町のホームページから投票用紙等の請求書兼宣誓書を入手していただき、町選挙管理委員会へ郵送、あるいはファクシミリにより投票用紙の請求をしていただく必要がございます。

一方、マイナンバーカードの普及に伴いましてマイナンバーカードを用いたオンライン申請が認められており、近隣の自治体においてもマイナポータルを通じたオンライン請求が進められてございます。

これまでにオンライン請求に関する問合せ等はございませんが、選挙人の投票における利便性と投票率の向上を図る一つのツールといったしまして、本町においても導入を検討してまいります。

以上で松井由美子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。浅岡町長、作田課長、御答弁ありがとうございます。

それでは、災害対策の避難所についての情報提供について再質問いたします。

確かに避難所開設当初は混乱もあるかと思いますし、避難者を安全に受け入れることは重要です。しかし、そのような中でも、情報提供については十分ではなかったとのお声も聞かれます。

避難所においては、拡声機などを使用して今分かっている情報を高齢者や視覚障害者にも届くように案内する。後から避難してくる人もいるので、トイレや水道の場所、食事等について、例えばですが、1時間に1回など、定期的に拡声機やホワイトボードなども使用して災害情報や生活情報を伝えることが必要だと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 災害時の避難所での情報伝達が避難者の安全・安心に直結するため、確実な周知が重要であると認識しているところでございます。また、避難所における情

報提供につきましては、口頭での説明や掲示等により実施しておりましたが、一部の避難者の方には十分伝わらなかったとも伺ってございます。

このため、今後は掲示場所の見直し、避難所運営スタッフによる直接の声かけ、あるいは避難者が直接避難情報を入手できる環境の支援など、全ての避難者に確実に情報が届くよう今回の対応を検証し、改善に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ぜひ避難者が不安になることがないような対応をお願いいたします。

再々質問いたします。

こういったことに関して今後の改善につなげるために、今回の反省点について役場内部での協議はしたのか。もしこれからであれば、いつ頃を予定しているのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 今回の災害対応につきましては、災害の対応終了後の7月31日から、各課に対しまして気づいた点や改善点等の意見を募りまして、現在その内容を取りまとめ、整理を行ったところでございます。

今後、9月18日に各課の係長級の職員を集めまして反省会を開催し、寄せられた意見を共有するとともに改善策について協議をしてございます。

先ほど申し上げましたとおり、今回の対応を貴重な教訓といたしまして、今後の災害対応に生かせるよう検証、改善に努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございました。様々難しい課題があるとは思いますけれども、今後の対応に生かせるような会議の推進をお願いいたします。

次に、避難所での防暑対策について再質問いたします。

当日も暑かったんですが、体調不良者は出なかったのか。また、中学が夏休み期間中だったので空き教室があり、必要に応じて避難者を移動させることができたようですがれども、登校日はどのように対応するのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 今回、避難所においての体調不良者はございませんでした。

また、登校日に災害が発生した場合には、教育委員会や学校と連携いたしまして、児童・生徒を含めまして、町民の安全の確保を優先として避難所として開設準備を着手いたします。

また、避難所の運営に当たりましては、避難スペースと教育活動スペースを分離する等々、施設管理者と協議をしながら安全と円滑な運営の両立に努めてまいる考えでございます。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 再々質問いたします。

体調不良者がお出なかつたことはよかつたことですし、避難の時間も予想していたよりも短かつたので今回については幸いでしたけれども、もし避難が長期化した場合はどのように対応していくのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 避難生活が長期化した場合の対応についてでございますが、先ほどの町長答弁で申し上げた初動的な対応に加えまして、避難者の健康と安全を守るために、まずは町が持つ他の公共施設を活用いたしまして分散避難をさせること、また災害協定を締結している自治体や事業所との連携によりまして、福祉避難所や宿泊施設への受入れを進めることなどに取り組んでまいります。さらに国や県の支援制度も活用しながら、被災者が安心して避難生活を続けられる環境の確保に努めるとともに、その後の復興支援につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございました。

次に、職員の避難所運営訓練について再質問いたします。

先ほど町長答弁で、様々な訓練を行っているとのことでしたけれども、訓練は継続して実施されているのか。また、昨年はどのような訓練をしたのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 町では災害時の被害を最小限に抑えるために、適切な対応が取れる知識、スキル、意識を身につけることを目的といたしまして、採用から1、2年目の若手職員を対象として毎年防災研修を継続して実施しております。

また、昨年度でございますが、職員の初動体制の強化、災害対応能力の向上を目的として、県の浸水予測システムを活用した図上訓練を県と共に実施をしてございます。

今後につきましても、様々な災害を想定した実動訓練や避難所運営に必要な知識や対応を学べるHUGゲーム等の図上訓練を継続的に実施をいたしまして、災害対応能力の向上に努める考えでございます。

以上でございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 今後とも、いざというときに備えて、訓練の継続をお願いいたします。

続いて、再々質問いたします。

職員も限られた人数で対応しており、訓練しているとはいえ、突然のことで避難所では苦慮していたようにお見受けしました。知人のボランティアの方からも、何か自分たちにできることがあればお手伝いしたいと言われました。職員だけで対応するのではなく、今後は事前に災害ボランティアなど、協力できる団体との連携を密にし、何を手伝ってもらうかなどを明確にしておき、職員だけが負担になり過ぎないような対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

○議 長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 避難所の開設でございますが、まずは避難される方々を速やかに受け入れることを最優先としてございます。そのため、受付の物資配布などの面で一時的に混雑や行き違いが生じるという場面がございます。

また、災害発生直後の混乱した状況で地域の人々の身体や生命、生活を守るために、自治区や自主防災組織をはじめとした地域住民の協力が必要不可欠でございます。特に避難所では自治区や自主防災組織の役員などを中心に、避難所を利用する方が自動的に行動することが求められてございます。

今回の教訓を基に改善に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございました。効果的な防災対策は、自助・共助・公助がうまく連携することでなし得られるということが言われております。このことから、課長がおっしゃるように、自治区や自主防災組織を中心とした協力は重要だと考えます。また、今まで実施していますが、今後とも町民への防災対策への周知もよろしくお願いたします。

続きまして、感震ブレーカーの補助金制度について再質問いたします。

国では、2026年度から感震ブレーカーの購入費用を国費で支援する方針が固まっておりますが、対象となるのは木造住宅が密集したごく一部の地域に限られているそうです。本町においては、導入に向けてどのように進めていくのか教えてください。

○議 長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 感震ブレーカーには様々なタイプが存在しまして、それに伴い価格帯も幅広くなっています。また、住宅密集地や災害弱者の方々に対する効果が高いことから、地域や家屋の種類、対象となる方の範囲について、費用対効果を検証しながら補助率や補助の上限額を慎重に決定していく必要がございます。加えて、財源となる国や県の動向を、既に補助制度を実施している自治体の実例等々も参考にしながら調査・研究を進める必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。感震ブレーカーについて再々質問いたします。

本町においては、高齢化も進んでおり、特に独り暮らしの高齢者や障害者には早期に補助を検討すべきではないかと考えておりますが、町の見解をお聞かせください。

○議 長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 感震ブレーカーは、地震の揺れを感じしますと自動的に通電を遮断できることから、避難時に時間を要する高齢者などの災害弱者には特に効果が高いものと理解しております。

一方で、補助制度の導入につきましては、基本的に公平性の確保が重要になります。

そういうことも考慮した上で、先進自治体の事例を参考にするなど、対象の範囲、費用負担の在り方、さらに国、県の補助制度の状況にも注視しつつ検討をする必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございました。ぜひ前向きに御検討いただきますようお願いいたします。

続いて、投票率向上の取組で、年代別投票状況について再質問いたします。

本町においても、若年層の投票率の低さが課題です。今後、投票率向上に向けて、町ではどのような取組をしていくのか、お伺いします。

○議 長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 本町における年代別投票率の結果を分析しましたところ、20代以

下の若年層において、他の年代として比較的投票率が低い傾向が見られました。また、この傾向でございますが、全国的にも共通しております、若年層の政治参加を促すことが重要な課題となってございます。

また、総務省が実施した18歳選挙権に関する意識調査では、子供の頃に親が行く投票についていったことが「ある」と答えた方が「ない」と答えた方と比較をいたしまして、投票に行く割合が20%以上高くなっているようです。

そういうことから、町ではこれまでの取組に加えまして、子連れ投票記念証を配布するなど、子供たちが投票所へ行った記憶を強く残るような方策を進めてございます。これによって将来的な投票意識の醸成を図り、投票率の向上を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

松井議員に申し上げます。

発言時間もありますので、その辺考慮してお願いします。

○3番（松井由美子君） はい。

ありがとうございました。これまでの取組に加えて、子連れ投票記念証の配布はよいことだと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、交通弱者に対する移動支援について再質問いたします。

今後、さらに高齢化が進むと、自力で投票所まで行けない方が増えると思いますが、何か具体的な対策はないのか、お伺いします。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 投票所までの移動が困難な方に対しましては、これまでにも郵便投票による不在者投票制度や期日前投票制度を周知するなど、投票の機会の確保に努めてまいりました。

また、高齢者の方を対象として実施しておりますタクシー利用助成制度につきましても、投票所への移動手段の一つとして活用が可能でございます。

今後も不在者投票制度や期日前制度の周知徹底を図るとともに、既存の移動支援制度を活用していただくことで、高齢者をはじめとした交通弱者の方々にも安心して投票に参加していただける環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございました。

続きまして、不在者投票の用紙のオンライン請求について再質問いたします。

本町においてもオンライン請求を検討いただけたことでしたが、このオンライン請求が可能な方の条件を教えてください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） マイナポータルを活用した不在者投票用紙のオンライン請求につきましては、本町の選挙人名簿に登載されていることが大前提でございますが、そのほかの要件といしまして、マイナンバーカードを所有し、利用者証明用の電子証明書が有効であること、マイナポータルに対応したスマートフォンやパソコンの環境を有していること、これらの条件を満たす有権者につきましてはマイナポータルにログインをし、必要事項を入力することでオンライン請求が可能となります。ただし、町側といたしましても、導入には準備作業が必要となりますので、それらを確認しながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。不在者の投票用紙の請求が簡略化することで投票しやすい環境を整え、投票率の向上を図っていただきますよう、ぜひ導入に向けた準備をお願いいたします。

以上で質問を終わります。浅岡町長、作田課長、御答弁ありがとうございました。

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は11時5分です。

(午前10時46分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

---

○議長（鎌田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、善塔道代君。

(11番 善塔道代君 登壇)

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

質問に入る前に、一言お伝えさせていただきます。

私事ですが、両足の親指を負傷しており、靴を履くことができないため、議長のお許しをいただきましたので、サンダルで登壇させていただきます。また、本議会中、靴が履けるようになるまでサンダルで議場に入らせていただきますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、令和7年9月定例会において質問いたしますので、町長並びに担当課長の明確な答弁をお願いいたします。

初めに、奨学金返還支援制度についてお伺いいたします。

奨学金返還支援制度とは、地方で暮らす若者を対象に、大学などに在学中に貸与された奨学金の返還を自治体や企業などが支援する制度です。

昨年9月に公明党九十九里町議会として、奨学金返還支援制度創設による未来を担う人材育成の定住・移住への促進としての予算要望をいたしました。うれしいことに、今年度から若者の負担軽減や移住促進につながる奨学金返還支援制度を開始していただきました。

しかし、せっかく支援制度ができても知らない人もいると思います。より多くの若者たちに知っていただくことを目的に質問いたします。

1点目に、支援補助を受けられる対象者はどのような要件が必要なのか。

2点目に、4月から現在までの取組状況を伺います。

2項目めに、帯状疱疹ワクチン接種について伺います。

帯状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスが原因で、成人の9割以上がウイルスを保有しております、加齢や疲労による免疫が低下したときにウイルスが再活性化して引き起こされることが多いと言われています。

日本での疫学調査では、働き盛りの50歳を過ぎた頃からこの発症リスクは急増し、80歳までに3人に1人が発症する、ほぼ全ての日本人が発症するリスクを持っている疾患です。重症化すると神経の損傷による痛みが長く続いたり麻痺が残ったりするおそれもあり、希望する高齢者の接種を後押しする意義はとても大きいです。

定期接種は、主に感染症から国民を守り、社会での蔓延や個人の重症化を予防するため、法律に基づいて行われます。本年4月から定期接種化になり、個人の予防に重点を置き、原則65歳の人と、経過措置として70歳から5歳刻みの年齢の人を対象に接種費用の一部を公費で助成することになりました。また、帯状疱疹の発症を防ぐためにはワクチンが有効とされ、各地方自治体において公費助成を導入するケースが増えています。

日本の疫学試験による帯状疱疹の年齢別発症割合を見ても、50歳以上の発症が全体の65.7%となっており、50歳代と60歳代でも全体の42%となっています。また、発症する人の割合は70歳代が最も多く、80歳までに約3人に1人が発症すると言われています。

県内でも公費助成を導入する自治体が多い中、本町はいまだに接種がありません。これらの観点から2点伺います。

1点目に、定期接種について、定期接種対象者への取組状況をお聞かせください。

2点目に、町単独で定期接種の対象年齢以外の年齢に対しての補助について見解を伺います。

3項目めに、防犯対策についてお伺いします。

闇バイトによる強盗事件など、近年凶悪な犯罪が相次いでいます。手荒な手段が目立つ強盗は、人目につかない場所や時間帯に限らず昼夜堂々と行われるケースもあり、治安を守るには不審な動きを監視する体制を整えることが重要であります。

この点で、まず有効なのが街頭への防犯カメラです。千葉県の市町村防犯カメラ等設置補助事業として、犯罪抑止効果のある防犯カメラの設置を促進するため、公道、その他の不特定多数の人が往来する公共の場所に市町村が実施する防犯カメラ等の設置事業、市町村から自治会等への間接補助を含むに対しての補助があります。本町でもこの補助事業を活用して、街頭防犯カメラの設置を進めるべきと思います。

また、犯罪に対する抑止力の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、家庭用防犯カメラの設置を進めている地域では購入費の補助事業を行っています。

そのようなことから、本町において街頭防犯カメラの設置と家庭用防犯カメラの補助支援について、当局の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（鎌田貴俊君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、奨学金返還支援制度についての御質問にお答えいたします。

1点目の補助を受けられる対象者の要件はとの御質問ですが、町では本年4月より、人口減少対策として、奨学金返還者の経済的負担を軽減させることにより、町への定住、特にUターンを促すことを目的に、九十九里町奨学金返還支援事業補助金を開始いたしました。

本事業の対象者要件として、本町に住民登録があり、本町に3年以上居住する意思があることや、40歳未満で就労していること、また大学等の在学中に奨学金を借り、本年4月1日以降に自らその奨学金の返還を開始するなどの要件を満たす方が補助対象者となります。

2点目の現在の取組状況はとの御質問ですが、町では本事業をより多くの方に知っていたく取組として、御家族の方にこの事業を知っていただき、若者のUターンを促すため町のホームページや広報紙に情報を掲載するほか、実際に奨学金を利用している学生が目にする機会の多い日本学生支援機構のホームページにも掲載するなど、より多くの方の目に止まるよう周知に取り組んでおります。

また、現在のところ、1名の方から、この補助金を利用し、九十九里町に住み続けたいとの問合せを受けているところでございます。

次に、帯状疱疹ワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

1点目の定期接種対象者への取組状況についての御質問ですが、帯状疱疹ワクチンは令和7年度から定期接種のB類疾病に位置づけられ、年度内に65歳を迎える方を対象に実施しております。また、経過措置として、65歳以上の5歳刻みの方も定期接種の対象となります。

接種費用に対し、生ワクチンは2,500円、不活化ワクチンは1回当たり6,500円、2回まで助成しております。

なお、対象となる方へは、令和7年3月末に予診票を発送し、接種勧奨を行っているところでございます。

2点目の定期接種の対象年齢以外に対しての町単独補助についての御質問ですが、現在のところ町単独の補助金の実施については考えておりません。

次に、防犯対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の街頭防犯カメラ設置についての御質問ですが、昨年首都圏で凶悪な強盗事件が相次いで発生したことを受け、県では犯罪抑止効果のある防犯カメラの設置を促進するため防犯対策予算を増額し、防犯力の向上に努めています。街頭防犯カメラは犯罪発生の抑止効果や犯罪捜査等に役立つなど、事件や事故の早期解決にも大きく寄与することが期待できます。

町といたしましては、安全・安心で快適に暮らすまちづくりの実現に向け、東金警察署や防犯組合など関係機関との連携を図りながら、街頭防犯カメラの設置について検討してまいります。

2点目の家庭用防犯カメラの補助支援についての御質問ですが、個人の防犯対策として家庭用防犯カメラを設置している御家庭もあることは承知しているところですが、町の防犯対

策としましては、まず町全体での地域安全に取り組むことが必要だと考えております。

そのため、現在防犯組合や自主防犯組織による啓発活動や防犯パトロールに加え、さらなる地域安全の推進に向け街頭防犯カメラ設置についても検討を行っているところですので、家庭用防犯カメラの補助につきましては、その後の課題としてまいります。

今後も町民の皆様が安心して暮らせるよう、警察や関係機関と連携を図りながら、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの実現に向け取り組んでまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

奨学金返還支援制度についての補助を受けられる対象者の要件は分かりました。

それでは、申請方法と補助額、及びいつ頃補助金が申請者に支給されるのか伺います。

○議 長（鎌田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えさせていただきます。

申請につきましては、初めに交付対象者認定申請書を御提出いただきまして、町が補助対象であることを確認し、決定通知を交付いたします。その後、請求書の提出、補助金交付という流れになります。

補助額につきましては、補助率3分の2で、1か月当たり1万円を上限に最長15年間補助するもので、最高180万円となります。

補助金の交付時期ですが、毎月交付と年度交付を選択いただくことができます。毎月交付の場合は、奨学金を返還した月の翌月に、年度交付の場合は翌年度の4月に交付を予定しております。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 課長、分かりやすい答弁ありがとうございました。それでは、それに対しての再々質問はございません。しっかりと取り組んでいただいているようですので、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、現在の取組についての再質問です。

先ほど町長から、町のホームページや広報紙、また日本学生支援機構のホームページへの掲載により周知を図っているとの答弁をいただきました。先日、私も偶然に日本学生支援機

構のホームページを見て、九十九里町が載っているのを確認いたしました。4月から始まって、現在のところ1名の方から問合せが来ているとのことですので、とてもうれしく思っています。

これからもこの支援制度を活用して、九十九里町に住み続けて働きたいと言ってくれる若者が増えるために、今後はどのような取組を考えているのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えさせていただきます。

制度の周知に関する今後の取組でございますが、町長答弁にもありましたとおり、御家族の方々に本制度を知っていただき、卒業後の生活を考える学生の皆さんから相談を受けた際に町の取組をお伝えいただくためにも、まずは町の広報紙やホームページ、LINE町役場などを通じた周知活動に努めてまいりたいと考えてございます。

その上で、直接学生の皆さんにお伝えする機会として成人式での周知を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。広報紙は年に1回じゃなくて、分かりやすく常に出していただければと思います。また、若者世代が広報紙を見るかというと、なかなか見ませんけれども、御家族の方が目を通してくださればまたちょっと違うのかなと思います。ホームページとかSNSを使うと、また全然効果があると思います。ぜひ多くの方にこの制度を知っていただく方策を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この奨学金返還支援により若者を九十九里町に呼び込む効果をさらに高めるために地方就職学生支援事業、具体的には就職活動を行う際の交通費や移住をする際の移転費を補助する制度があると思いますが、この制度の本町での事業化について見解を伺います。

○議長（鎌田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、国におきまして、令和5年12月に閣議決定されましたこども未来戦略により、地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学等の卒業後に地方に移住する学生への支援として、令和6年度に就職活動等に参加する際の交通費の支給が、また本年度から地方に移住する際の移転費の支援が国による特別交付税措置の対象として拡充されました。

一方、この地方就職学生支援事業につきましては、奨学金返還支援事業を実施している地方公共団体のみが交付対象となります。本町は本年度から奨学金返還支援事業を開始し、交付対象団体となりましたので、今後地方就職学生支援事業の事業化についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ぜひ地方就職学生支援事業を取り組んでいただきたいと思いますので、お願いします。

公明党独自の政策立案アンケート「We connect」で、若者世代から奨学金の負担を軽減してほしいと多く寄せられました。奨学金は大学生の約半数に利用され、学生生活を支える重要な役割を果たしています。

一方、労働団体などでつくる労働者福祉中央協議会の調査によると、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用した人の借入総額は平均で約345万円に上る。返済に不安を感じている人は利用者の7割を示しているとのことです。

返還支援は、各自治体でも地方創生の観点から独自に支援を開始しています。U・Iターン就職の促進策や定住として、より多くの若者世代に支援できるよう応援したいと思います。

それでは次に、帯状疱疹ワクチンについて。

定期接種への取組状況は分かりました。定期接種の接種費用に対する町の補助金は、たしか予算は200万円計上されており、対象者は1,280人で15%を見込んでいたと3月の予算審議で聞いておりますが、変わりはありませんか。また、現在まで何人ぐらいの人が接種を受けられたのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

予算要求時の1,280人に対しまして、今年3月末、予診票発送当時についての対象者は45人減の1,235人でございます。

また、接種者数でございますが、最新で7月末現在となりますが、121名、接種率では9.8%となってございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。今年度の対象者へは先ほど3月末に予診票

を発送したことですが、今後も予診票は毎年3月末に対象者へ発送するのか、それとも誕生日を迎えてから発送されるのか伺います。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 予診票の発送時期につきましては、帯状疱疹ワクチン接種は年度内に対象年齢を迎える方が定期接種の対象となります。

今後につきましても、対象者へは3月末、または4月上旬の発送を予定しております。  
以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） それでは、その年齢じゃなくても、例えば65歳って言われていますけれども、65歳じゃなくても、その年度に65歳になればいいということですね。分かりました。ありがとうございます。

次に、定期接種対象年齢以外に対しての町単独の補助について。

町単独補助の質問は今回で4回目、予算審議を含めると5回目です。1回目の2022年6月定例会では、山武郡市医師会や近隣市町などと慎重に協議・検討してまいりたい。2023年12月では、医療機関や関係機関と慎重に検討する必要があると考えている。そして、2024年6月には、任意接種となっているので、国や県の動向に注視してまいりたいなどの答弁がありました。この4年間で何も進んでいないんですね。言い訳にしかすぎないんですけども。

先ほど7月末までに121名の方が接種されていることは、それだけこの帯状疱疹の予防に関心があることですね。多くの町民が期待しているこの補助を、町長は現在助成を実施することは考えていませんとの答弁でした。では、現在考えていないなら、いつ頃考えていただけなのか。また、なぜ助成が実施されないのか、理由を伺います。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 実施をしない理由というとの御質問に対してお答えをさせていただきます。

町では、予防接種法に基づき、疾病に対する定期接種を行っております。今年4月より始まりました帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢は、年代別の罹患率、また費用対効果を踏まえまして国において65歳とともに、対象年齢を超える方に対しましては5年間の経過措置が設けられております。そういうことから、町では任意接種の助成については考えておりません。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 以前から言っていますけれども、任意接種でも助成を実施している自治体は多いです。廃止という検討をしているところもあると思いますが、そこはもう補助をしていたところだと思いますし、まだ廃止になっていないところもありますので、本町本当にさっき言ったように言い訳ばかりでやる気がないのか、これ本当に考えていただきたいと思います。

昨年6月定例会で、50歳以上の人口の接種率1%として、生ワクチンと不活化ワクチンの費用の半分を助成した場合の予算をお聞きしました。そのときに、令和5年度末時点における50歳以上の人口の1%程度を100人とした場合、比率で助成費用は184万円とのことでした。

それでは、定期接種の町助成額が、定期接種と同じように生ワクチンが2,500円、不活化ワクチンが1回6,500円の2回の助成と同様、50歳以上の人口1%程度の補助費用は幾らになりますか、お伺いします。

○議 長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

現在の定期接種助成額で、50歳以上、その接種率を1%で試算いたしますと、合計109万円となります。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 109万円、多いのか少ないのかいろいろ考えますけれども、昨年に比べれば人数も減ってきているわけですし、でも本当にこの補助があれば接種したいというお声も聞いております。また、帯状疱疹にかかった人も、本当にこれは怖いものなので、補助があればなというお声も聞いております。確かに国で定期接種になったのでありがたく思っておりますけれども、まだまだ自治体のほうではそれ以外の対象者にも補助を出していけるところもありますので、お願いしたいと思います。

この帯状疱疹による医療費にも影響があります。帯状疱疹やそれに伴う後遺症、合併症にかかる医療費に関して、治療費や薬剤費を合わせた直接医療費は1人当たり平均4万2,638円、帯状疱疹後神経痛の後遺症が残続する場合、平均12万7,079円とも報告されています。

このようなことから、医療費削減のために、また町民のために定期接種の対象年齢以外の人たちも助成が重要だと思いますので、引き続き要望いたします。

次に、防犯カメラの設置について。

先ほど述べたように、県の補助事業の中で市町村から自治会等への間接補助を含むとあります。このようなことから、町から各自治区へ希望を聞くような対応をしているのか、状況を伺います。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

本年4月に自治区長を対象として、防犯カメラの設置について意向調査を行いました。現在、この意向調査の結果を基にいたしまして、設置希望箇所における必要性の検証について東金警察署と行っているところでございます。

今後、この検証の状況に応じまして設置希望箇所についての方針を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 進めていただいているようですので、ありがとうございます。

現在、設置希望箇所における必要性の検証を東金警察署と行っているようですが、自治区からの防犯カメラ設置の要望は何か所ぐらいあって、検証に要する時間はどのくらいなのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 自治区からの防犯カメラの設置の要望ですが、109か所寄せられてございます。これらの設置箇所につきましては、防犯上の有効性や設置の必要性等々を精査するため、東金警察署において現地の状況確認、犯罪発生の状況の分析等々、詳細な検証を進めていただいてございます。そのため、全ての候補地の検証が完了するまでには、それなりに期間を要する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。自治区からの設置要望109か所、本当にうれしいことですよね。これが全部できるかできないかは、ちょっとこれからの検証ということになるのかなと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、家庭用防犯カメラについて。

この補助支援について、県内でも白子町や神崎町、佐倉市などでは、防犯カメラを設置する方に対し、この購入及び設置にかかる費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付しております。本町において前向きに考えていただきたいと思いますが、いかがでし

ようか。見解を伺います。

○議 長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） まず、白子町の例でございますが、個人を対象といたしまして、1人3万円を上限として自主財源によって防犯カメラの設置費用の一部を補助しております、令和6年度では18件の申請があったと聞いてございます。

しかしながら、本町といたしましては、まずは地域全体の防犯力を高めるといった観点から、自治区単位での防犯カメラの設置を優先として検討を進めているところでございます。したがいまして、家庭用防犯カメラの設置に対する補助につきましては、現時点では予定はございません。

以上でございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 自治区単位での街頭防犯カメラの設置に向けた取組はありがたいことです。早急に進めていただきたいと思います。

それでは、自治区単位の設置のめどがついた段階で、家庭用防犯カメラの設置に向けた補助事業を考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 家庭用防犯カメラを設置されること自体が防犯の抑止につながるほか、万が一の際にはこの映像が証拠として活用できる等々、防犯上も有効であるということは承知しております。

また、先ほど申し上げましたとおり、先進自治体において、カメラの購入費設置にかかる費用の補助をしているといった事例も承知しているところでございます。そういった中で、家庭用防犯カメラの補助につきましては、今後の検討課題として整理しているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議 長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。九十九里移住NAV Iのネット情報によりますと、九十九里の治安の状況は、人口100人当たり犯罪件数の比較として、千葉県内の市町村の中で現状の犯罪発生率ランキングは、九十九里の犯罪発生率は1.727%で10位となっているそうです。本町では、防犯の抑止効果が高い防犯パトロール、通称青パトによる警戒活動を行っています。また、そのほかでも、区においても夕方、夜にパトロールをしていただいております。さらなる安全・安心なまちづくりのためにはいろいろな手段も考えていか

なければならぬと思いますので、前向きな検討をよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時37分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時59分)

---

○議長（鎌田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により、14番、谷川優子君。

(14番 谷川優子君 登壇)

○14番（谷川優子君） 谷川です。

住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和7年9月定例議会の一般質問を行います。

大項目1点目、CCS事業構想についてお伺いいたします。

発電所や石油精製所などから排出される二酸化炭素、CO<sub>2</sub>を回収・輸送して地中に貯留する技術がCCSです。日本製鉄東日本製鉄所君津地区及び京葉臨海工業地帯の複数産業により排出される二酸化炭素を、道路地中に埋め込んだパイプラインで九十九里外房沖の地中に貯留するこの事業が進められようとしています。

CCS事業は脱炭素に取り組むように装っていますが、大手電力会社など、50年に向けて化石燃料を使い続ける仕組みをつくることにはかなりません。米国では既にパイplineの破断で高濃度のCO<sub>2</sub>が漏れ、多数の住民が病院に運ばれる事故が起きています。

地震などで漏れないよう長期の管理も必要であり、また地中深くCO<sub>2</sub>を圧入すること自体環境に大きな負荷を与えるものです。地震誘発リスクも指摘されています。

ところが、環境アセスメントの適用外になっています。この環境アセスメントは、危険性または有害性等の調査等に関する指針、これが環境アセスメントになっていますが、その適用外になっている。

CCS事業は、今後10年間に官民で4兆円の投資を見込んでいます。法整備を要望した業界自らが技術確立に係る不確実性が高く、多額の投資が必要となる一方、リスクも非常に高

いと述べています。海外では資金が集まらず、中止や延期になっている事業が多く、米国の会計検査院は火力発電C C S 8件中7件が失敗したと報告しています。残りの1件も不調で、米国企業がエネオスの子会社に譲渡した案件です。CO<sub>2</sub>を確実で安定的に分離回収・輸送・貯留する技術は確立していません。

国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCC第6次評価報告書・統合報告書でも、C C SはCO<sub>2</sub>削減策としては非常に高コストで可能性が低いとしています。高リスクで経済性がない事業に巨額の国費を導入して民間投資を促し、そのツケを電気代や税金として国民に転嫁するようなことは到底認められません。

既に新聞報道にもありました、袖ヶ浦や茂原では住民説明会がされたようですが、貯留地候補である九十九里町にとっても大きな問題ではないかと思います。

お伺いします。

関係自治体に説明があったようなんですかけれども、どのくらい町としてつかんでいるのか。また、住民への説明会の予定の計画が九十九里町はあるのか。

3点目は、C C Sが九十九里海岸に設置計画になっているが、大変今言ったように危険性が高いと。その危険性について、どのような認識があるのか、お答えください。

大項目2、帯状疱疹助成についてお伺いします。

帯状疱疹は、過去に水ぼうそうにかかったときに体の中に潜伏した水痘・帯状疱疹ウイルスが活性化することで、神経に沿って体左右どちらかに帯状に、時には痛みを伴う水膨れが出現する病気です。

合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る帯状疱疹後神経痛があり、日常生活に支障を来すこともあります。70歳代で発症する方が最も多くなっていると言われています。帯状疱疹の皮膚の症状が始まった後も長期間にわたって続く痛み、帯状疱疹後神経痛とも言われています。加齢とともに帯状疱疹後神経痛への移行リスクが高くなり、50歳以上の患者さんの約2割が移行するという報告もあります。

帯状疱疹後神経痛は水痘・帯状疱疹ウイルスが知覚神経を傷つけることによって起こりますが、傷ついた神経の回復には時間がかかります。特に高齢者では、症状も治療も長引く可能性があると言われています。そのため、帯状疱疹の発症自体を予防することが重要だと考えられています。

令和7年度から、国は帯状疱疹ワクチン定期予防接種の一部助成が実施されることになりました。助成対象は、年度内に65歳を迎える方、または60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウ

イルスによる免疫機能に1級相当の障害のある方、年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方、2025年度に限り100歳以上の方となっています。

対象の年齢以外の接種や対象期間外の接種は全額自己負担となります。県内市町村の帯状疱疹ワクチン接種助成制度が行われている自治体は、24年現在で28自治体となっています。

お伺いします。

50歳以上の定期接種非該当者への任意接種への助成について、町の考え方をお聞かせください。

2点目、定期接種対象者が該当年齢以外で受ける任意助成についてお伺いします。

3点目、接種費用の自己負担軽減についてお答えください。

大項目3、マイナ保険制度の運用についてお伺いします。

厚生労働省は、このほど都道府県に対し、75歳以上の高齢者全員にマイナ保険証の保有にかかるわらず、従来の健康保険証と同様に利用できる資格確認書を交付するよう事務連絡を出しました。75歳以上のマイナ保険証の利用率が他の年代より相対的に低い状況にあるからです。

7月31日に後期高齢者医療保険証が一斉に有効期限を迎えるため、資格確認書の交付を求める人が自治体の窓口に殺到するおそれがあるとしています。そのため、資格確認書の交付、その混乱を回避するため、来年4月末まで暫定措置として、75歳以上の高齢者には申請によらず自動的に資格確認書を交付するよう要請しました。また、資格確認書の交付にかかる経費は国が措置をするとも明記しています。

マイナンバーカードを保険証代わりに利用するマイナ保険証の有効期限による受診トラブルも多発しています。カードに内蔵する電子証明書の更新を迎えるマイナンバーカードが今年度は2,780万枚に上っています。

マイナ保険証は、受診する際に利用者証明用電子証明書で本人を確認します。また、マイナンバーカードは発行から10年間が有効期限ですが、電子証明書の有効期限はカード発行から5回目の誕生日までです。更新手続は自治体窓口に本人が出向く必要があり、期限の二、三ヶ月前に更新を知らせる通知が届くとしていますが、受診するまで患者が有効期限が切れているのに気づかないケースも多いといいます。有効期限切れのマイナ保険証だけで受診して使えば保険資格確認ができず、場合によっては医療費を10割自己負担するケースも出てしまいかねません。

国が強引にマイナ保険証に一本化し、従来の保険証の新規発行を停止したため、理解でき

ないまま有効期限を迎える人も出てきています。これでは効率化とは真逆な医療機関や自治体が対応に追われてしまいます。従来の保険証は、本人が手続することなく手元に届きました。しかし、マイナ保険証にしろ資格確認書にしろ、更新時に申請が必要です。国会審議の中でも、更新漏れが100%ないとは断言できないことが明らかになっています。それでは無保険状態になってしまうおそれがあります。そのために、東京都の世田谷区、渋谷区では、国民健康保険、75歳以上の被保険者全員に資格確認書を発送することを決めました。

お伺いします。

大項目3の1点目、マイナンバーカードの普及率についてお答えください。

また、2点目、マイナ保険証の利用率についてお答えください。

3点目、マイナンバーカードによる住民相談窓口がどのようにされているのか、お答えください。

以上で、再質問は自席で行います。

○議長（鎌田貴俊君） 谷川議員に申し上げます。

先ほど小項目2、マイナンバーカードの普及状況、それから2番目、マイナ保険証の登録状況でよろしいですね。

○14番（谷川優子君） 普及状況と、マイナ保険証の利用率。

○議長（鎌田貴俊君） 今申し上げたのは、通告した小項目の表現が、1番目は普及状況、2番目は保険証の登録状況になっておりますので、御承知おきください。

谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、CCS（二酸化炭素回収・貯留）事業構想についての御質問にお答えいたします。

1点目の関係自治体への説明があったのかとの御質問ですが、国では2050年までにカーボンニュートラルを実現するために温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全・強化をする必要があるとしております。そこで、今回国では、発電所や工場などから排出されるCO<sub>2</sub>を回収し、パイプライン等で輸送の上、海底の地層に安全に貯留するCCS事業を現在計画しております。その計画に伴い、国及び千葉県は、関係自治体に対し、事業概要などの説明を順次行っていると伺っております。

本町においては、本年8月5日に、国と千葉県からカーボンニュートラル実現に向けたC

O<sub>2</sub>分離回収・貯留事業の概要や今後の見通しについて説明を受けたところであります。本事業は事業者が国の許認可を受けて行われる事業となりますので、町といたしましては事業の動向を注視しつつ、住民の皆様への丁寧な情報提供を国、県及び事業者に求めてまいります。

2点目の住民への説明はいつ頃予定されているのかとの御質問ですが、本年7月よりパイプラインの沿線市町の住民説明会が内房地域から順次開催され、事業概要の説明と地域住民からの意見聴取が行われたと伺っております。

本町においては、パイプライン沿線の住民説明会を本年10月から12月の間に開催する予定と聞いております。また、試験掘削についての住民説明会も予定しているとのことですが、現時点では開催日は決まっておらず、今後国や県から説明会の日程が示されるものと承知しております。

3点目のCCS（二酸化炭素回収・貯留）が九十九里海岸に設置計画になっているが、危険性の認識についての御質問ですが、今回のCCS事業は内房で排出される二酸化炭素を回収し、内房から外房までパイプラインを通じて九十九里沖に貯留する事業と伺っております。

今後、九十九里沖で安全に貯留可能かを確認するための地下地盤の調査を進め、その結果を基に法律に基づいた安全対策が講じられ、安全と認められた上で国により事業化の可否が判断されるものと伺っております。

次に、帯状疱疹ワクチン予防接種の助成についての御質問にお答えいたします。

1点目の50歳以上の定期接種非該当者への任意接種の助成についてと、2点目の定期接種対象者が当該年齢以外で受ける任意接種の助成について（5歳刻みのため）の御質問ですが、善塔議員の御質問で答弁いたしましたとおり、任意接種に対する費用助成については現在のところ実施の予定はございません。

3点目の接種費用の自己負担軽減についての御質問ですが、現在町では定期接種において生ワクチンは2,500円、不活化ワクチンは1回当たり6,500円2回分の助成を行い、自己負担の軽減を図っております。

次に、マイナンバーカードの運用についての御質問にお答えいたします。

1点目のマイナンバーカードの普及状況についての御質問ですが、本年7月末時点におけるマイナンバーカード交付件数は1万2,763件、交付率は91.1%でございます。

2点目のマイナ保険証の登録状況についての御質問ですが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の資格一斉更新時におけるマイナ保険証の登録件数は合わせて4,797件、登録率は

69.1%でございます。

3点目のマイナンバーカード運用による住民からの相談窓口についての御質問ですが、マイナンバーカードに関する御相談の窓口は住民課となります。マイナンバーカードの紛失時の対応や保険証等の利用登録に関する御案内など、様々な御相談の窓口として対応しております。引き続き御相談に来られた住民の皆様に対して、丁寧な説明と対応に心がけてまいります。

以上で谷川優子議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

関係自治体に説明があったのか、大項目1の再質問をさせていただきます。

8月5日に国と千葉県から説明を受けたようですが、私が町に確認したときは、事業者が説明に来たと、私はそういうふうに聞いているんですけども、説明を行ったのは事業者ではなく国と県なんでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関保君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、8月5日の説明につきましては、事業者ではなく国と県より説明がございました。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 大項目1の1の関係自治体への説明の再々質問を行います。

住民説明会を既に行っている袖ヶ浦や茂原でも様々な不安視をする意見が住民の中から出ているようなんですかとも、こういった他の地域で行った住民の意見というのは町はどのようにつかんでいるんでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関保君） お答えさせていただきます。

他市で行われました住民説明会の意見につきましては把握はしておりません。町としましては、今後予定されております10月から12月の間に開催される本町での住民説明会で、住民の方々からいただきました御意見を参考に対応していくかと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 2点目の項目の住民への説明会はいつ予定されているのかということで、九十九里町の住民説明会に対してはパイプライン沿線の住民説明会を本年10月から12月の間に開催する予定のようですが、試験掘削について住民説明会も予定しているというようなお話なんですか？でも、今後国や千葉県から説明会の日程が示されるものと承知しています。パイプライン沿線の住民説明会と試験掘削についての住民説明会を予定しているということなので、これはそれぞれ1回ずつ、2回説明があるということでいいんでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関保君） お答えさせていただきます。

今後、2回の説明会を行う予定であると伺っております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） この住民の説明会の予定なんですか？でも、再々質問の中で住民説明会は沿線住民対象だけではなく全住民への説明会なのか、どのように住民に知らせるのか、お答えください。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関保君） お答えさせていただきます。

現時点では対象範囲は未定であると伺っておりますが、より多くの住民が対象となるよう要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 3点目のCCS、二酸化炭素回収・貯留が九十九里海岸に設置計画に——小項目3なんですか？でも、その危険性についての認識はどのようにになっているのか、再質問をいたします。

君津、袖ヶ浦から九十九里まで大企業が排出した二酸化炭素をパイプで横断させ、九十九里外房沖の地中に貯留をする今回の事業構想は、先ほどから何度もお示ししていますように、安全性、経済性、実現可能性など、大変重要な問題があるとされています。国や県が進める計画であっても、住民の生命、財産を守るのはやはり自治体だと思います。

この危険性の認識を持っていただきたいと思うんですけれども、町としても国や県から言われたとおりではなくて、町として研究、危険性に対して認識を持ってもらいたいと思うんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、今後九十九里沖で安全に貯留可能かを確認するための地下地盤の調査を進め、その結果を基に法律に基づいた安全対策が講じられ、安全と認められた上で国により事業化の可否が判断されると伺っております。

町としましては、国や県、事業者に対し、安全を優先とする対応を求めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願ひいたします。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） これはまとめとして回答はいただかなくて結構なんですが、国では2050年カーボンニュートラル達成に向けて2030年事業開始を目指すと、国際目標にまさに背を向けた答弁に終始しています。国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCC第6次評価報告書・統合報告書でも、CCSはCO<sub>2</sub>削減策として非常に高コストで可能性が低いとしています。先ほど言ったように、国や県の言いなりではなくて、町として十分に研究を要望して、私のこれに対するまとめにさせていただきます。

次に、50歳以上の定期接種非該当者への任意接種の助成について再質問をいたします。

任意接種の助成については、現在のところ実施の予定はないということが先ほど町長から回答いただきました。4月から65歳以上を対象に帯状疱疹ワクチンが定期接種となりますが、50歳以上で定期接種非該当者への任意接種について、無料または安価で受診できる自治体も増えています。2024年11月の段階では26自治体で行われています。

助成対象年齢を拡充している近隣の自治体では、長生村、白子町、長南町、横芝光町などで行われていますけれども、助成対象年齢を50歳以上に拡充する必要があるのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

帯状疱疹の任意接種に対する助成につきましては、今年度4月から定期接種の開始によりまして、今自治体によっては廃止や廃止の検討を始めたところが多く増えております。

また、帯状疱疹ワクチンの対象年齢につきましては、先ほど善塔議員の質問の際、答弁させていただきましたとおり、年齢別の罹患率や費用対効果も踏まえまして、国において65歳としているところでございますので、町といたしましては、年齢を拡大し任意接種を助成することについては考えておりません。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

再々質問をさせていただきます。

地方自治法の中では、住民の福祉の増進というのが法令の第1条に掲げられていると思うんです。やるところがあり、やらない自治体もあるという格差拡大も問題だと思うんですけども、定期接種廃止や、その廃止が検討を今されている自治体も多くあると課長のほうからの答弁がありましたけれども、やっぱり住民の福祉の増進、これがまず自治体の1の仕事だと思うんですよね。だから、ほかで削減したからうちのほうはやりませんよという問題ではないと思うんですよね。助成している自治体もあるわけだから、それを廃止したり少なくしたりした自治体と比べて何かをやるということは、福祉の増進という第一に掲げられている、それに反すると思うんですよね。ですから、そういうやらないところを探すんではなくて、よりやっているところを中心にして、町としても今後そういったのをやっていただきたいと思います。

マイナンバーカードの普及について、再質問を行います。

先ほどお答えいただいたように、九十九里町は国の交付率から見てもかなり高いと思うんですね。91%。その割にマイナ保険証をつなげているのが69.1%と、マイナ保険証はその割に少ないと。こういう状況の中で、今度マイナカードにいろんなものがひもづけされてくると。

そういうったときに本当に一番大事なことは、その対応する窓口だと思うんですよね。国では、マイナンバーカードの使用について今は任意だと言っていますけれども、マイナンバーカードと保険証を一体化したマイナ保険証の移行を国は今かなり強く進めていて、ルール変更をかなり変えていると。その変更をたび重ねて変わる制度が、今結果、利用者に対して大きな混乱を招いていると思います。

医療機関の窓口では、顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置いて医療保険の資格情報を確認していますが、従来のカードリーダーの多くはスマホではまだ対応されていないと思うんですね。

だから、そういうったところで住民はどこに相談に来るか。やっぱり九十九里町の相談窓口だと思うんですね。ですから、その相談窓口に対してどのくらい町として、国がやっていることなんだけれども対応できるのか、お答えいただきたいと思います。

○議 長（鎌田貴俊君） 谷川議員に申し上げます。

通告では、小項目、マイナンバーカードの普及状況と、2項目め、マイナ保険証の登録状況についてもありますけれども、これの再質問はよろしいですか。

○14番（谷川優子君） それはいいです。人数、数が分かったから。

○議 長（鎌田貴俊君） 住民課長、田畠総子君。

○住民課長（田畠総子君） お答えさせていただきます。

マイナンバーカードの相談の窓口は住民課となりますので、マイナンバーカードの交付や更新のときに、マイナンバーカードに保険証として利用する機能があることや公金受取口座の登録機能があることなどを御説明をしております。ひもづけを希望するかは御本人の意思であるということを必ず窓口のほうで御説明はさせていただいているところです。その上で、ひもづけを希望される方には、利用登録の手順説明や端末の補助操作などのサポートを行っているところでございます。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） マイナンバーカードの運用による住民からの相談窓口に関して、再々質問をさせていただきます。

2025年7月末に有効期限が切れたのは、自営業者などが入る国民健康保険の加入者の7割に当たる約1,700万人と国では推定されています。75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者全員です。

国保加入者は自治体によって有効期限が異なると思いますが、また会社員などが加入する健康保険組合や協会けんぽの被用者保険の保険証は25年12月1日まで使用できること。このように保険によってかなり保険の内容が大分違うと思うんです。だから、そういった住民に対して十分に対応ができるようになっているのか、今の窓口の人数というか、対応で本当に大丈夫なのか、どうなんでしょう。

○議 長（鎌田貴俊君） 住民課長、田畠総子君。

○住民課長（田畠総子君） お答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの交付に関する御相談やひもづけに関するお問合せなど、内容は様々となります。マイナンバーカードに関する御相談の窓口は、町長答弁でもありましたとおり住民課となりますので、会計年度任用職員2名を含めた住民係の7名で主に対応させていただいております。

住民からの御相談やお問合せに対しましては、引き続き丁寧かつ分かりやすい説明を心がけてまいります。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） まとめさせていただきます。

資格確認書と期限切れの従来の保険証でも、今までどおり保険診療が受けられるということになっていると思います。医療機関の窓口で提示していただければマイナ保険証の利用はあくまでもできると、期限が切ってもね。それが十分に住民に伝えられるか。あるいはまた、マイナ保険証の利用登録はあくまでも任意であるということを、義務ではないということを住民に十分にお知らせをしながら対応してください。

終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鎌田貴俊君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時40分

令和 7 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）

## 令和7年第3回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和7年9月5日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求ることについて
- 日程第 2 議案第 2 号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）  
議案第 3 号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第 4 号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第 5 号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第 6 号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第 7 号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）  
議案第 8 号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第 17 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 18 号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第 19 号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求ることについて
- 日程第 6 議案第 20 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについて
- 日程第 7 議案第 21 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについて
- 日程第 8 休会の件

---

### 出席議員（14名）

1番	小野谷 元伸君	2番	阿井 賢一君
3番	松井 由美子君	4番	西村 みほ君
5番	小川 浩安君	6番	原田 教光君
7番	鎌田 貴俊君	8番	中村 義則君
9番	古川 徹君	10番	内山 菊敏君

11番 善塔道代君

12番 細田一男君

13番 高橋功君

14番 谷川優子君

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	浅岡厚君	副町長	藤原慎君
教育長	鈴木弘君	総務課長	作田延保君
企画政策課長	羽斗伸一君	財政課長	鈴木桂君
税務課長	中北一成君	住民課長	田畠総子君
健康福祉課長	戸村恵子君	社会福祉課長	鈴木浩之君
農林水産課長	川島常嗣君	商工観光課長	古関保君
まちづくり課長	木原隆行君	会計管理者	古川紀行君
ガス課長	麻生雅弘君	教育委員会 事務局長	鶴岡正美君
教育委員会幹事 事務局主幹	中村勝君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鎌田貴賜君 書記 鈴木克奈君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（鎌田貴俊君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（鎌田貴俊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（鎌田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めるについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

---

◎日程第2 議案第2号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）  
議案第3号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第4号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第5号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第6号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）  
議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）

○議長（鎌田貴俊君） 日程第2、議案第2号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）、議案第3号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

議案第2号から議案第8号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議長（鎌田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

（提案理由説明）

○議長（鎌田貴俊君） 住民課長、田畠総子君。

（提案理由説明）

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

（提案理由説明）

○議長（鎌田貴俊君） 農林水産課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議 長（鎌田貴俊君） ガス課長、麻生雅弘君。

(提案理由説明)

○議 長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は10時40分です。

(午前10時26分)

---

○議 長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時38分)

---

○議 長（鎌田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、小川浩安君。

○5番（小川浩安君） 5番、小川。

一般会計補正予算（第3号）から、歳出22ページ、5款1項5目農地費、補正額4,603万4,000円、浜川排水機場整備事業についてお伺いします。

排水機場はどのような改修をするのか。これがまず1点です。

次に、この事業に対する財源内容は、11ページの歳入、22款1項4目3節の緊急自然災害防止対策事業債がほとんどを占めておりますが、国県支出金の対象にはならないのか。これが2つ目です。

3つ目の質問ですが、17節備品購入費、プレハブ倉庫19万6,000円の用途と、財源内訳がその他特定財源になっている理由。

以上、3点の答弁をお願いいたします。

○議 長（鎌田貴俊君） 農林水産課長、川島常嗣君。

○農林水産課長（川島常嗣君） それでは、最初に浜川排水機場について回答させていただきます。

令和6年8月の台風7号接近に伴う大雨の際、湛水防除のため、浜川機場1号、2号ポンプを稼働したところ、1号ポンプが故障してしまいました。後日、業者と共に調査したところ、回転部のベアリングが経年劣化等により破損し、軸受けに食い込み、回転ができなくなつたということが分かりました。

それで早急に直さなければいけないということで、令和6年8月に、補助事業に加入申請を行い、9月にヒアリング、11月に診断を行い、翌年度の土地改良施設維持管理適正化事業緊急整備補修、いわゆる緊急適正化事業で修理を実施する予定でおりました。

しかし、緊急適正化事業は国の予算がなく、実施ができないということであったため、国と県と協議を行い、他事業を探しまして、緊急自然災害防止対策事業債で実施することになりました。

もう一つの……どのような改修かといいますと、1号ポンプを下ろしまして、新しく設置するものとなります。

次に、17節の備品購入費につきましては、令和6年に商工会の産業経済振興会議というものが解散することになりますて、宮島池の整備に使ってほしいという寄附金を受けました。それにより、令和7年度に、宮島池の清掃に必要な清掃道具を保管するためのプレハブ倉庫を設置するものでございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川徹君） 9番、古川です。よろしくお願ひします。

まず、13ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料の中の下段になります。地域おこし協力隊伴走支援業務委託料198万円。

活動支援のために支援するお金だということでございますけれども、どういった活動支援のお金に当てはまるものなのか。どういった活動のための支援金なのか、具体的にお示しいただきたいのと、何人分なのかお聞きします。

それと、23ページ、7款土木費、2項道路橋りょう費、4目橋りょう維持費、中の14節工事請負費、橋りょう補修工事の中に、532万の中で、何か足場工の変更があったというお話を聞いたんですけども、どういったこの変更なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思

います。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからは、ページ13ページ、企画費の中の地域おこし協力隊伴走支援業務委託料198万についてお答えをいたします。

本事業につきましては、協力隊員に直接交付されるものではなく、協力隊が活動するに当たりまして、日々のミーティングですとか、活動内容の聞き取り、あるいは行政との調整という部分を、民間の事業者に委託するための経費として計上させていただいたものでございます。

本事業につきましては、議会の承認をいただきまして事業化になった場合は、週1回程度オンラインでのミーティングを行いつつ、協力隊員の悩み、あるいは活動の問題点をお聞き取りし、行政と一緒にそれを解決する方法を考えていくというような取組に当たっていただく事業者さんにお支払いする経費でございます。

なお、本事業につきましては、特別交付税で全額補填がされるということになってまいります。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） それでは、私のほうからは、23ページの橋りょう維持費の中の工事請負費532万円の御質問にお答えさせていただきます。

当初予算計上におきまして、仮設工におけるつり足場の材料をリース品で計上しておりましたが、施工箇所である浜川は河川水位の変化が激しく、設置した足場の水没が懸念されることから、つり足場の材料をリース品から買取りに変更したためでございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川徹君） 古川です。

もう一度、再質で聞きたいのは、ミーティングをやるということで言われておりましたけれども、企画費のほうね。これミーティングというのは、何人ぐらいでこのミーティングをやるのか、人数聞いていたんですけども、その答弁がなかったもんで、再度お聞きします。

○議長（鎌田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 大変失礼いたしました。

ミーティングにつきましては、伴走支援を行う事業者と協力隊員、今、私どものほうが3名実際募集しておりますが、採用されました協力隊全員と事業者さん、ですので、最大で3名の協力隊と事業者という形になります。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君）ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君）12番、細田です。

先ほど、小川議員からの質問に関連するんですけれども、1号橋というのは場所はどこですか。

○議長（鎌田貴俊君）農林水産課長、川島常嗣君。

○農林水産課長（川島常嗣君）1号ポンプですか、1号橋のどっちですか。

（「農地支援の中で、浜川の……」と言う者あり）

○農林水産課長（川島常嗣君）1号ポンプで。1号橋じゃなくて……。

○議長（鎌田貴俊君）暫時休憩します。

（午前10時49分）

---

○議長（鎌田貴俊君）これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時51分）

---

○議長（鎌田貴俊君）農林水産課長、川島常嗣君。

○農林水産課長（川島常嗣君）お答えさせていただきます。

場所につきましては、よし乃寿しの裏側の浜川のところにある浜川排水機場となります。  
以上です。

○議長（鎌田貴俊君）12番、細田一男君。

○12番（細田一男君）12番、細田です。

場所は特定されたので再質問しますけれども、あのポンプ機場、七、八年前、一旦故障はして、2台あって1台が壊れたって、修理してあって、2台は稼働していると。その中の1台が故障したと。それを入れ替えるということね。

なぜこういう質問したかというと、浜川の一番、作田川の本流に向かっての河口ぐちとい

うのかな、先端部に、震災時において県から補助を頂いて、あそこにフラットバー方式の、水門方式のあれができたよね、設置されているなんだけれども。

あれが設置されたおかげで、ポンプ場は相当な緊急を要する、要するに大雨が降ったときにあれは稼働するわけになっているわけ。そうするとフラットバーの設置によって、本流にはもう流れなくなっちゃったわけよ。今まで自然排水で流れていたなんだけれども、フラットバーは満潮時になると普通は止まるんだよね。

今、地球温暖化で、海の水位が上がっていて、県にも確認したなんだけれども、それは平均的な統計を取って高さは調整しているということで、それは分かるなんだけれども、そうすると、これからまた、あそこに、大雨時に、自然災害で大雨が発生したときには、相当な雨量はあそこにたまるわけよ。それとポンプは今壊れちゃったと言うんだからしようがないんだけども、2台が確実に能力を発揮しないと、あそこの沿川の住民には床下浸水、床上浸水が発生する可能性があるわけ。

緊急って言っているから、今、小川議員からも出たなんだけれども、そういうのを念頭に置いて、これから整備を取り組んでもらいたいと思います。

終わります。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより、一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第17号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第3、議案第17号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（鎌田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

この条例改正は、地方公務員について、育児休業の対象となることの範囲の拡大、介護休業の取得などを行うという、つまり、そういう理解でいいんでしょうか。拡大されたということで。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 議員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

私は基本的に、この改正には賛成なんですけれども、私もちよつとこれに関して調べたんですけれども、私たちの自治労連女性部の実態調査では、要求したいことを3つ選ぶという問い合わせに対して、女性の働いている方、公務員ですよね、地方公務員。例えば育児休業制度の改善では、育児休業中の所得補償の増額がしてほしいというのがトップで、それに続いて、代替要員の配置が44.5%と、そういう結果が出ています。

両立支援でも、子供の看護休暇の日数を増やしてほしいとか、あるいはやはり子育てが十分にできるように、参観日、PTA活動など、家族的責任を果たすためのそういう休暇の新設に続いて、やはり代替要員の配置がここでも大きな問題となっています。

なかなか権利があっても休めない。あるいは代替の解決、確保、これが育児休業を取る女性職員にとっても大変重要な問題だと思います。

これは町の役場の職員だけではなく、学校の先生、女性ね、や何か、そういうことが希望があるんですよね。こういった条例化されたとしても、休みが取りやすいような状況に本當になるかということで、権利があっても休めない。つまり、職員の数を増やすないと、こういったのがあってもなかなか休みが取れないということが、今大きな問題になっているわけなんです。

九十九里町は、制度が活用できる状況に今あるのか。こういった制度が、賛成して、制度としてあっても、その状況はどうなのか。職員の数、十分にそういう休暇だとかこういう制度が、活用できる状況なのかというところをお伺いしたいと思います。

○議 長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 今回の条例改正につきましては、あくまで受皿を広げていくというものでございます。

職員の数につきましては、事業の規模に応じて拡充するなり何なりといった措置を取っていく考え方でございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やはり、女性の職員が十分に安心して職場で働くような、そういったせっかく条例改正がされるので、十分にそこはやってほしいと思うんですよね。

同時に、今回の法改正案では、任命権者に育休を申請しても、著しい事情があるときは、

その申請が受けられない場合もあるということが、私たちの仲間の自治労の調査でもそういう報告があったんです。

代替がきちんと確保できるかどうかが現場の大きな課題になっていると思うんですけれども、この点しっかり見ていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか、状況は。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 議員おっしゃるとおり、地方公務員法それから町の条例の規定では、休暇、休業についてはできる規定ということでございますので、任命権者それから所属長の承認が必要となるものと理解してございます。

休暇の取得しやすい環境につきましては、個別の事案として対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 質問3つありましたけれども。

（「最後にちょっとまとめて」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 要望ですか。

（「要望です。質問じゃありません」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 実態調査では、代替問題の一番大きな背景には、正規雇用が減り、非正規に変えられてきた、この問題が大きいのではないかと思っています。

実態調査を見ると、1995年から21年の実態を見ると、連續で公務員の数が減っています。数では、325万2,000人から273万8,000人に、約54万4,000人の地方公務員の数が減っている。こういう実態調査が出ているんですね。

残業をめぐっても、正規では全体の3割超が月10時間以上、また、非正規でも約半数が残業を余儀なくされている実態報告がされていると。

医療福祉の現場でも、保育士さんたちも正規では10時間から20時間未満が23.6%、20時間から30時間未満が88.1%の報告があった。

こういった実態調査を見たら、幾ら条例改正ができても、実態が、そういう働く人たちが十分にそういう恩恵が受けられるように、できるようにしてほしいと思います。

これは私の要望です。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

13番、高橋功君。

○13番（高橋功君） 13番、高橋。

ちょっと細かいことをお尋ねしますけれども、1日2時間が限度ということですけれども、これは始業時間を遅らせて1時間、早めて1時間と、そういう形も取れるとは思うんですけども、あと、やり方ですよね。いつからいつまで、一月とか二月とか、それとも半年ぐらいとか、そういう期間はやはり定めてあるのかどうなのか。

細かい運用のことについては、これからということもあるんでしょうけれども、分かる範囲でその辺のところをお聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 議員おっしゃられているところにつきましては、第1条の（2）で御説明申し上げたところかと存じます。

これまでについては、勤務の開始の前の1時間と終了する前の1時間に休業時間が取れたと。今後の予定で改正後なんですが、この時間を勤務時間内に自由に振り分けられるのが一つ。

それから、第2号の部分ですが、1年につき10日の相当を超えない範囲の中で、自由に休業時間を選べるというような改正になりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第18号 財産の取得について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第4、議案第18号 財産の取得についてを議題といたします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議長（鎌田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 財産の取得についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第19号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるについて

○議長（鎌田貴俊君） 日程第5、議案第19号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求ることについてを議題といたします。

教育長、鈴木弘君の退場を求めます。

（教育長 鈴木 弘君 退席）

○議長（鎌田貴俊君） 議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町 長（浅岡 厚君） 議案第19号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるごとについての提案理由でございますが、教育委員会教育長の鈴木弘氏の任期が令和7年9月30日をもって満了することから、鈴木氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

鈴木弘氏は、昭和57年10月から令和6年3月まで長きにわたり、講師、教諭また校長として、教育に確固たる信念をもって関わり、学校教育の場に尽力されました。

令和6年4月からは、その知識と経験を町の教育行政に生かしてもらうため、議会の同意を得て教育長に任命し、その手腕を発揮していただいているところであります。

鈴木氏は、高潔な人格者であり、教育に関し高い識見を持たれており、教育長として適任であることから、引き続き教育長をお願いするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議 長（鎌田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（鎌田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるごとについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 19 分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 20 分)

---

○議長（鎌田貴俊君） ただいま教育長に同意されました鈴木弘君が議場におりますので、御挨拶をお願いいたします。

教育長、鈴木弘君。

(教育長 鈴木 弘君 登壇)

○教育長（鈴木 弘君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

初めに、町議会議員の皆様には教育長任命の御同意をいただき、誠にありがとうございます。

令和6年4月に教育長を拝命して1年5か月が経過しましたが、この間、多くの皆様の御支援と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

私は、これまで教育長として、九十九里町総合計画並びに教育大綱に基づき、教育政策を推し進めるとともに、本町の子供たちが未来を切り開き、世界に羽ばたく力を養うため、学校環境の整備や教職員の人材育成など、学校教育や社会教育の充実発展に努めてまいりました。今後も、次代を見据えた教育施策に重点を置き、「生きる力と豊かな心を育むまちづくり」に、邁進していく所存です。

また、令和12年の小学校統合に向けた学校再編計画につきましては、今後の児童・生徒数の推移を鑑み、構想段階から具体的な計画へと順次進めております。児童・生徒が明るく元気に、そして充実した学校生活を送れることを強く願い、取り組んでまいります。

結びに、「教育で笑顔あふれるまちづくり」の推進を肝に銘じ、私に課せられた職責を果たせるよう尽力してまいります。

どうぞ、町議会議員の皆様には御指導、御助言、そして御協力を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

---

◎日程第6 議案第20号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるに

について

○議長（鎌田貴俊君）　日程第6、議案第20号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについてを議題といたします。

議案第20号について、提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長　浅岡　厚君　登壇)

○町長（浅岡　厚君）　議案第20号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについての提案理由でございますが、教育委員会委員の川崎修氏が令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに斎藤慎悟氏を教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

斎藤氏は、豊海小学校PTA会長をはじめ、九十九里中学校PTA会長を歴任し、現在は、九十九里中学校後援会長として、生徒・児童の指導、育成に尽力され、学校教育、社会教育に対して大変熱心な方であります。

また、人格も高潔で、学校教育をはじめ、社会教育活動に対しても識見を持たれており、教育委員会委員として適任でありますので、任命するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田貴俊君）　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（鎌田貴俊君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり同意されました。

---

◎日程第7 議案第21号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期  
目標を定めることについて

○議長（鎌田貴俊君） 日程第7、議案第21号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療セ  
ンターの中期目標を定めることについてを議題といたします。

議案第21号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

(提案理由説明)

○議長（鎌田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 1点だけお伺いします。

19ページの下のほうなんですかでも、設立団体からの長期借入金を財源とした医療機器の整備及び更新についてあらかじめ設立団体と協議することと、また整備及び更新に当たっては、設立団体の財政負担を伴うことを十分に考慮した上でというふうになっているんですけれども、これは具体的に、どういった設立団体との医療機器の購入に対して、どういった話合いが今後行われるんでしょうかね。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

今までにおきましても、設立当時から医療機器の整備に当たりましては、設立団体の起債において、医療機器の整備を行っております。

今後更新に当たりましても、様々な医療機器整備を行っていく予定しておりますので、そういう中で、事前に、経営面のこともありまして、事前の協議が必要であるということで記載をいたしました。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） これからどんどん医療機器の入替えが必要になると思うんですよね。

果たして東金と九十九里で、国からどのくらいの支援があるか分からなければども、こういったことは、県を含めて話し合うべきじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

県についても、協議はこれからいろいろな面でしていく予定ではございますが、まずもつて、医療機器の更新に関しましては、経営状況を鑑みまして、使えるものは使っていくということで、そういう面を含めて協議はしていきたいと思っております。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

いや、財源がきちんと県を入れて協議しますと言うならともかく、設立団体とということで、ここで設立団体しか書いていないと。今後設立団体とだけではやっていかれないと思いますよ。だからそこはきちんと明記して、県の責任、立場というのをはっきりしていただきたいと思います。

○議長（鎌田貴俊君） 要望ということでおろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

9番、古川徹君。

○9番（古川徹君） 9番、古川です。よろしくお願ひします。

私からは、質疑というか御質問というか、要望という形で申し上げさせていただきます。前回の全員協議会でも申し上げたとおりでございますが、副町長から答弁をそのときいただきましたが、17ページにあるこの外部コンサルタント等を活用し、経営分析の強化を図っていくということでございますので、ぜひともこの間もお願いしましたけれども、外部コンサルタントのチェック機能を向上させて、近隣自治体、関係自治体の財政負担、第3次救急分だけでも割り出しができたりなんかできるとかなり効果的だと思いますので、そういうことを含めてやっていただくことと、19ページにございます旧組合、国保成東病院の負担金、10年間で26.5億という金額というものは維持して、しっかりと守っていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 要望ということでおろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多數）

○議 長（鎌田貴俊君） 起立多數です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 休会の件

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月8日は議案調査のため、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、9月8日は休会とすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議 長（鎌田貴俊君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時42分

令和 7 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）

## 令和7年第3回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和7年9月9日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 9 号 令和6年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 10 号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 11 号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 12 号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 13 号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 14 号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 15 号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について  
議案第 16 号 令和6年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について
- 日程第 2 報告第 1 号 令和6年度九十九里町健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 4 報告第 3 号 令和6年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 私債権の放棄について
- 日程第 6 報告第 5 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について
- 日程第 7 報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和6事業年度における業務実績に関する評価結果について
- 日程第 8 報告第 7 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第4期中期目

標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績  
に関する評価結果について

日程第 9 休会の件

---

出席議員 (14名)

1番	小野谷 元伸君	2番	阿井 賢一君
3番	松井 由美子君	4番	西村 みほ君
5番	小川 浩安君	6番	原田 教光君
7番	鎌田 貴俊君	8番	中村 義則君
9番	古川 徹君	10番	内山 菊敏君
11番	善塔 道代君	12番	細田 一男君
13番	高橋 功君	14番	谷川 優子君

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	浅岡 厚君	副町長	藤原 慎君
教育長	鈴木 弘君	総務課長	作田 延保君
企画政策課長	羽斗伸一君	財政課長	鈴木 桂君
税務課長	中北一成君	住民課長	田畠総子君
健康福祉課長	戸村 恵子君	社会福祉課長	鈴木 浩之君
農林水産課長	川島 常嗣君	商工観光課長	古関 保君
まちづくり課長	木原 隆行君	会計管理者	古川 紀行君
ガス課長	麻生 雅弘君	教育委員会事務局長	鶴岡 正美君
教育委員会事務局主幹	中村 勝君	代表監査委員	中村 敏男君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鎌田 貴賜君 書記 鈴木 克奈君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（鎌田貴俊君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（鎌田貴俊君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 議案第 9号 令和6年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について

議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第1、議案第9号 令和6年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について、議案第16号

令和6年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

議案第9号から議案第16号までの歳入歳出決算について、順次、内容説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長（鎌田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

(提案理由説明)

○議長（鎌田貴俊君） 住民課長、田畠総子君。

(提案理由説明)

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

(午前10時30分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時43分)

---

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

(提案理由説明)

○議長（鎌田貴俊君） 農林水産課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議長（鎌田貴俊君） ガス課長、麻生雅弘君。

(提案理由説明)

---

## ◎日程第2 報告第1号 令和6年度九十九里町健全化判断比率の報告について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第2、報告第1号 令和6年度九十九里町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(趣旨説明)

○議長（鎌田貴俊君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第3 報告第2号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第3、報告第2号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第2号について、趣旨説明を求めます。

農林水産課長、川島常嗣君。

（趣旨説明）

○議長（鎌田貴俊君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第4 報告第3号 令和6年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第4、報告第3号 令和6年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第3号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、麻生雅弘君。

（趣旨説明）

○議長（鎌田貴俊君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第5 報告第4号 私債権の放棄について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第5、報告第4号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第4号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、麻生雅弘君。

（趣旨説明）

○議長（鎌田貴俊君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第6 報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第6、報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてを議題といたします。

報告第5号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

(趣旨説明)

○議長（鎌田貴俊君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時55分)

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時57分)

---

◎日程第7 報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和6事業年度における業務実績に関する評価結果について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第7、報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和6事業年度における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第6号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

(趣旨説明)

○議長（鎌田貴俊君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第8 報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第4期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果について

○議長（鎌田貴俊君） 日程第8、報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第4期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第7号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

(趣旨説明)

○議 長（鎌田貴俊君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

各会計の説明及び財政健全化法関連の報告が終了いたしましたので、代表監査委員に決算審査の意見を求める。

代表監査委員、中村敏男君。

○代表監査委員（中村敏男君） 代表監査委員の中村です。

大変恐縮ですが、自席において着席で説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、決算審査を行いましたので、その結果を報告させていただきます。

お手元の資料として、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、農業集落排水事業会計決算審査意見書、ガス事業会計決算審査意見書及び九十九里町普通会計・企業会計財政健全化・経営健全化審査意見書、4部あると思いますが、よろしいでしょうか。

それでは初めに、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書を報告させていただきます。  
資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

資料の1ページを御覧いただき、審査の対象、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

4番の審査の結果につきましては、審査した各会計の決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿・諸書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり、適法かつ効率的に執行されているものと認めました。

次に、資料2ページでございます。

資料2ページ、会計別決算審査の概要ですが、全て資料は令和6年度と前年度との対比であります。

令和6年度の一般会計歳入額は69億3,137万円で、前年度66億6,297万4,000円と比較して4%増の2億6,839万6,000円の増額となりました。主な増加要因は、先ほどもちょっと説明もありましたが、地方交付税8,529万7,000円、繰入金2億699万円、町債1億1,170万円及びその他の歳入8,424万3,000円の増加、町債9,074万円及び繰入金1億691万6,000円の減少によるものです。

次に、一般会計歳出でございます。

一般会計の歳出は66億8,402万5,000円で、令和5年度63億3,597万4,000円と比較して5.5%の増、3億4,805万1,000円の増額、主な要因は総務費2億1,889万9,000円及び消防費1億2,062万9,000円の増額によるものです。

次に、給食事業特別会計でございます。

給食事業特別会計は、歳入歳出とも令和6年度1億3,884万8,000円、令和5年度1億3,320万8,000円、4.2%の増、564万円の増額となりました。主な要因は、一般会計繰入金530万4,000円の増額によるものでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険特別会計は、歳入で20億6,139万3,000円、令和5年度20億8,733万1,000円、1.2%の減、2,593万8,000円の減額となりました。主な要因は、県の支出金3,740万9,000円の減、国民健康保険税415万7,000円の減、繰入金666万6,000円の増、繰越金171万8,000円の増、国庫支出金623万6,000円の増額によるものです。

歳出では20億1,130万8,000円、令和5年度20億4,675万5,000円、1億1,653万5,000円の減、1.7%の減、金額で3,544万7,000円減少しております。主な要因は、保険給付費2,258万円の減額によるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入で2億7,842万4,000円、令和5年度2億5,704万6,000円で8.3%の増、2,137万8,000円の増額となりました。主な要因は、後期高齢者保険料2,258万円の増額によるものでございます。

歳出は2億7,560万6,000円、令和5年度は2億5,505万5,000円で8.1%の増額、金額で2,055万1,000円の増額となりました。主な要因は、後期高齢者給付金2,032万9,000円の増額によるものでございます。

次に、3ページでございます。

介護保険特別会計は、歳入で20億6,879万1,000円、令和5年度20億1,267万3,000円で2.8%の増、5,611万8,000円の増額となりました。主な要因は、国庫支出金1,961万円の増額、県支出金1,001万円の増額、支払基金交付金2,582万円の増額、保険料1,828万1,000円の増額、繰入金1,011万円の増額、繰越金2,776万2,000円の減額によるものでございます。

歳出は20億1,681万3,000円、令和5年度は19億4,579万1,000円で3.7%の増額、7,102万2,000円の増額、主な要因は保険給付費1億855万2,000円の増額、諸支出金2,430万円の減額、基金積立金791万2,000円の減額によるものでございます。

病院事業特別会計でございます。

病院事業特別会計は、歳入歳出とも3億3,912万4,000円、令和5年度は5億7,698万円で41.2%の減、2億3,785万6,000円の減額となりました。主な要因は、歳入、町債でございます2億7,480万円の減によるものです。令和5年度は、病院情報システムの取得によるもの

で増額となっております。

3ページの上段のほうでございます。

以上、各会計の決算額を集計しますと、前年度と比較して歳入で0.7%の増、8,773万8,000円の増額、歳出で1.5%の増、1億7,196万1,000円の増額でありました。病院事業特別会計を除外すると、歳入で2.9%の増、3億2,559万4,000円の増額、歳出で3.8%の増額の4億981万7,000円の増額と、いずれも増額となっております。

次に、一般会計でございますが、決算収支の状況ですが、この3ページに表に載っておりますとおりでございます。ここでは、形式収支、実質収支、単年度収支、令和4年度より令和5年度、6年と毎年1億円ずつ減少しております。これは歳出総額の増額が固定化しており、検討を要する必要があると考えております。

次に、4ページでございます。

4ページの歳入款別前年度対比でございます。

主な増減要因は、2ページのところで述べたとおりであります。ここでは町税、令和6年度は14億2,063万4,000円、令和5年度が15億1,137万4,000円との比較で9,074万円の減となっております。内訳は5ページに今度は掲載になっております。町税の税目別推移のとおりでございますが、ここでは町税が約1億ですか、9,000万でございます。9,074万円の減となっているという状況でございます。

続きまして、5ページのほうをお願いします。

5ページの税目別推移を見ると下表のとおりであるということで、令和4年度から令和5年、令和6年の町税の税目別の区分が出されております。ここでは、もう要点といたしますと町民税の減収が著しい状況になっています。

ちなみに、これは令和4年からになっていますが、令和3年度が6億8,924万1,000円でございます。令和4年度は、ここに書いてあります6億9,239万8,000円、令和5年度が6億9,097万7,000円、令和6年度が6億808万円ということで、町民税の減収が著しい状況になっています。令和6年度は、先ほど財政のほうから説明がありました。個人町民税の定額減税等があって減っているということはありますが、トータル的には如実に減収が数字として出ております。そういうふうな状況でございます。

次に、5ページの下段に入ります。

年度別町税の収入状況でございますが、ここに出ております数字のとおりでございます。ここでは、本年度の町税収入状況は予算額に対して102.7%となって、調定額に対しては

93.4%であって、調定額に対する収入率は前年度より0.3%の増額となっております。

なお、不納欠損金の額においては、本年度1,357万3,000円であって、前年度の14.4%増で170万4,000円の増額となっております。

また、収入未済額は本年度8,701万5,000円、前年度1,348万4,000円と減少しております。

次に、6ページでございます。

町税の税目別収入状況、その下の税目別不納欠損状況、その下の収入未済額の状況でございます。

一番上の町税の税目別収入状況でございますが、令和6年度は前年度より0.3ポイント収入率が向上しております。一番下の合計欄の収入率でございますが、93.4%、前年が93.1%ということで、0.3ポイントほど収入率が向上しております。

それから、次の税目別不納欠損額の状況ですが、ここでは令和6年度は令和5年度より不納額が増加したことが確認されております。

それから、次の収入未済額の状況ですが、令和6年度は前年度より1,348万4,000円の収入未済額が減少したということになっております。

次に、7ページでございます。

町税の収納状況でございます。

表のほうにつきましては、ここに記載のとおりであります、7ページの一番下段に書いてありますとおり、町民税の収入率は93.7%、前年度94.2%、固定資産税は92.6%、前年は91.4%で、軽自動車税は88.1%、前年度は87.3%の状況です。

町税の収入率は、前年度の93.1%から93.4%と0.3%の上昇となりましたが、改善率は県下14位となりましたが、収入率は県下54市町村で50位でありました。現年課税分の収入率97.9%、前年度98.1%に対して滞納繰越分の収入率29.4%、前年度21.3%と極端に低く、滞納繰越分の対策が改善の要であるということになっています。

それから、町税調定額において、滞納繰越分の占める割合が本町は6.6%になっております。この県平均は2.3%であり、町村平均は4.2%となっており、本町の滞納割合が異常に高率となっております。

今後一層の収入率向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額を極力減らすよう要望いたします。

次に、8ページでございます。

歳出でございます。

歳出のほうですが、予算現額に対して支出済額、ここでは一般会計でございます66億8,402万5,000円は執行率89.4%となって、前年度支出額63億3,597万4,000円に比べ5.5%の増、3億4,805万1,000円の増額となりました。

予算現額は、74億7,744万3,000円に対して支出済額、翌年度繰越額3億7,569万8,000円の合計額70億5,972万3,000円は94.4%、前年度95.1%となっている状況でございます。

歳出の款別比較表は、次の8ページから12ページまで出ておりますが、それぞれ前年度より衛生費、商工費、公債費、諸支出金が減少しており、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費が増額となっております。

一応そういう状況になった中で、13ページに前年度、令和5年度との対比で、それぞれの今お話ししました議会費から諸支出金までの前年度との差、主な要因はそこの一番右に記載されているとおりでございます。

今後、財政状況が厳しくなる中で、一層の効率・効果的な執行に邁進するよう要望いたします。なお、令和5年度との比較は、13ページに記載のとおりでございます。

次に、14ページでございます。

一般会計に給食事業特別会計及び病院事業特別会計を加えた普通会計の決算額は、歳入で71億3,010万7,000円、前年度比0.1%の減、513万1,000円の減、歳出で68億8,276万2,000円で前年度比1.1%の増、7,452万4,000円の増額となりました。

普通会計のうち、経常的に収入される一般財源は42億8,253万9,000円、このうち経常経費に充当されている額が38億4,513万9,000円で、経常収支比率が89.8%となっており、前年度の87.5%に比べ2.3%増加しております。本町の財政構造は弾力性に乏しく、引き続き経費の抑制に努める必要がありますというのが、一応歳出のまとめになります。

14ページの中段でございます。

財政負担における状況でございます。

将来にわたる普通会計の財政負担の状況は、下表のとおりでございます。

町債の現在高は、前年度より3億5,970万9,000円減少し、債務負担行為の翌年度以降の支出予定額は2,656万1,000円の増加で、積立金は3,386万1,000円の増加であります。将来にわたる財政負担額は、前年度に比べ3億6,700万9,000円の14.8%の減少であります。

なお、実質公債費比率は7.6%で、前年度と同ポイントであるというような状況になっております。

次に15ページ、給食事業特別会計でございますが、歳入歳出とも同額となっております。

備品の購入で前年度より560万円の増額となっております。これは16ページのほうの歳出のところで、前年より560万円の増額となっております。

16ページの下段でございます。

食数については、14万2,248食は前年度14万9,645食に比べ4.9%減少しております。これは、対象児童・生徒及び職員数771名と前年より41名減少しました。

平成19年4月から調理、配送を民間委託しており、米飯についても平成21年度の9月から給食センターにおける炊飯に切り替えられました。今後も安全衛生に十分注意し、町内産品の活用を進めるなど、魅力ある給食運営に努められたいということでございます。

次に、17ページでございます。

国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出とも被保険者数の減少により昨年度より減額となりました。

収入率の低下でございます。

収入率の低下については、17ページの下段に記載のとおりであって、保険税調定額は4億3,579万8,000円の収入額が3億1,131万6,000円、収入率71.4%で県平均79.5%より大幅に低率であり、県下54市町村中の47位でありました。これは調定額の25.6%を占める滞納繰越分の割合が極めて高いことに課題があります。この県下平均は19.1%でありました。ということで、滞納分の回収に努めていただきたいということであります。

すみません、その続きになりますが、18ページの頭でございます。

不納欠損額は1,408万8,000円、103人ですか、やはり前年度993万3,000円、131人より41.8%増加しております。

収入未済額は1億1,039万4,000円で、前年度1億1,369万5,000円の97.1%となっております。

収入率は現年度課税分89.0%、県下平均93%より低位にあります。滞納繰越分も20.4%で、県下平均22.8%より低位であります。

現状を改善するために、収入率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額が減少するように要望いたします。

次に、すみません、19ページにお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございますが、令和6年度の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額は2億7,842万4,000円、歳出総額が2億7,560万6,000円で、歳入歳出差引き281万8,000

円、前年度199万1,000円が翌年度に繰り越されました。町一般会計繰入金6,676万1,000円、前年度6,542万3,000円は前年度より133万8,000円の増額となっております。

後期高齢者の19ページの一番下段でございます。

被保険者3,325人、町人口1万3,884人の23.9%は、昨年より約1.6%増加しておりますということです。

次に、20ページでございます。

介護保険特別会計でございます。

令和6年度の介護保険特別会計は、歳入総額が20億6,879万1,000円、歳出総額は20億1,681万3,000円で、歳入歳出差引き額が5,197万8,000円、前年度6,688万2,000円が翌年度に繰り越されました。

すみません、21ページをお願いいたします。

20ページのほうが歳入で今読み上げたとおりでありますし、歳出も20億1,681万3,000円ということが21ページの歳出合計に出ております。実質収支額は、5,197万8,000円のプラスになっているということでございます。

保険給付費が18億5,014万1,000円、前年度17億4,158万8,000円で歳出総額の91.7%を占めており、前年度より1億855万3,000円の増加をしております。これは自宅介護や施設介護等の介護サービス利用が増加したことによるものでございます。

第1号被保険者数が5,955人と、前年度より89人減少しておりますが、要介護・要支援認定者が前年度より34人と増加傾向であって、介護予防活動の一層の取組が重要となっております。

続きまして、22ページ、病院事業特別会計でございます。

歳入歳出は、先ほども述べられていましたとおり3億3,912万4,000円で、歳入歳出がイコールの数字でございます。

22ページの一番下でございます。

令和6年度末の病院事業債の残高が、17億4,464万7,000円となっております。

町の財政負担として、病院事業債の元利償還は計画どおりでありますが、病院経営収支の不足資金への貸付金が7億8,291万5,000円であります。病院経営収支改善の促進が急務となっております。

以上が病院事業特別会計でございます。

続きまして、23ページ、結びでございます。

令和6年度は、普通会計の歳入総額は前年度より0.1%減の71億3,010万7,000円、一方歳出は1.1%増の68億8,276万2,000円となりました。歳入歳出の総額は、過去3年おおむね均衡しており、歳出総額の継続的な減額が肝要なこととなります。特に、令和6年度決算附属資料の14ページ、歳出に記載のとおりでございます。ここでは特に人件費が今後も増加が見込まれます。したがいまして、管理可能な費用の減額がキーポイントとなります。

一応参考といたしまして、歳出総額が令和4年度は68億2,564万円、令和4年度の人件費が11億8,546万9,000円、令和5年度が歳出の合計が68億823万8,000円、そのときの人件費が12億375万7,000円、令和6年度は歳出総額は68億8,276万2,000円に対して人件費が1億2,516万1,000円、いずれも令和4年度は歳出総額に対する人件費の割合が17.4%、令和5年度が17.7%、令和6年度は18.2%と増額になっております。したがいまして、管理可能な費用の減額がキーポイントになるということでございます。

2番目、本年度の町財政状況は、現預金（基金を含む）から年度末の地方債の残高を引きますと、前年度に引き続き微増でありましたがプラスがありました。継続することは重要であります。

次に、今後発生する大規模事業について、前段より別途管理する必要があると考えます。一般財源の中から費用が出ているので、何か別の方法を取れないのかなということで、特に今大きな学校建設とか、そのほか大きなプロジェクトが出てくると思いますが、一般会計のほうで年度をまたぐような大きな額については、一般会計じゃなくて例えば基金のほうの積立額から崩すとか、いずれの方法かを取って一般会計の増額を増やすのはやめられたらしいのかなということで、できたらそういうことを考えていただきたいというのが趣旨でございます。

それから、4番目といたしまして例年の課題ですが、公共施設の老朽化に対する対応、町民の高齢化、少子化、過疎化の進行に対する対応等、具体的な施策を期待いたします。

令和7年8月29日。九十九里町監査委員、中村敏男、同内山菊敏。

以上でございます。

続きまして、農業集落排水事業の決算監査の意見書に移ります。

1ページ目を御覧いただきたいと思います。

審査の対象は記載どおり、審査の期間は令和7年6月27日、審査の概要はほかの会計と同様であります。

審査の結果ですが、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属書類は、いずれも地

方公営企業法、その他関連法令の定めに従い作成されており、数値は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認めました。

次に、2ページでございます。

収益的収入は、令和6年度の収入1億5,307万3,000円、令和5年度1億4,176万9,000円で1,130万4,000円の収入増となりました。要因といたしましては、長期前受金73万円、補助金1,086万6,000円の増加によるものでございます。

収益的支出は、令和6年度1億4,590万8,000円、令和5年度1億4,268万4,000円、322万4,000円の支出増がありました。要因といたしましては、減価償却費56万3,000円の増、事業費146万8,000円の増、総務費250万4,000円の増額によるものでございます。

次に、3ページでございます。

資本的収入は1億376万9,000円で、令和5年度9,454万4,000円と比較して921万5,000円の増収となりました。主な要因は、企業債570万円の増加、他会計の補助金321万5,000円の増額によるものでございます。

資本的支出は1億847万7,000円で、令和5年度9,446万5,000円に対して1,401万2,000円の支出増がありました。主な要因は、建設改良費648万7,000円の増、企業債償還金752万5,000円の増額によるものでございます。

次に、4ページでございます。

業務実績は、年間汚水処理水量、年間有収量の減少で加入世帯の増加が急務となっております。これはこの令和6年度の業務状況に記載のとおりでございます。

次に、5ページ、収益・費用についてでございます。

当年度の純利益は、総収益1億5,039万1,000円から総費用1億4,286万3,000円を差し引いた752万8,000円となりました。

次、6ページでございます。

6ページの経営分析率は前年度から大差なく、7ページの財政状況においても記載のとおりでございます。

それから、8ページの負債・資本の状況及び建設改良事業についても記述のとおりでございます。

9ページ、審査の意見ですが、1ページの審査の結果のとおりでございます。

審査結果の概要ですが、本決算の状況は当年度純利益752万8,000円を計上する結果となり

ました。営業収益2,682万円、前年度2,642万2,000円と同程度であり、営業外収益の一般会計からの他会計補助金3,104万4,000円、前年度2,089万9,000円に対して1,014万5,000円の増額となり、純利益の計上となりました。

主な要因は、以下のとおりとなります。

1番、業務費2,773万3,000円、前年度2,626万5,000円に対して146万8,000円の増額でありました。主なものは、光熱水費、手数料、委託料の増額によるものでございます。

2番、総務費は1,000万2,000円、前年度749万8,000円で250万4,000円の増額がありました。主なものは、人件費及び委託料の増額によるものです。

3番、減価償却費は9,619万8,000円、前年度9,563万5,000円で56万3,000円の増額がありました。機械装置の新規取得により償却費の増加によるものでございます。

次に、対処すべき事項。

1番、施設のこの3か所の施設受益者は638戸で町内世帯の10%以下ですが、町一般会計により毎年1億円を超える歳出となっております。今後、修繕費や電力料の負担増に伴い、地城市町村との状況を勘案し、汚水処理料金の改定や施設の存続を検討する時期と思われます。

2番目、営業収益と営業費用、業務費で收支のバランスが取れるように検討されたい。今後、公営企業として経営の基本原則を堅持し、加入者の生活排水処理を安定的に確保するための施設の維持・管理と経営の健全化に關係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

令和7年7月25日。九十九里町監査委員、中村敏男、同内山菊敏。

以上でございます。

次に、九十九里町ガス事業会計決算審査意見書でございます。

1ページ目の審査対象は、記載のとおりでございます。

審査期日は令和7年6月27日、審査概要是他の会計と同様であります。

審査結果ですが、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令の定めに従い作成されており、数値は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認められました。

次に、2ページでございます。

収益的収入は、令和5年度3億5,767万円との比較で2,412万2,000円の収入増で、収益的

支出の総額が令和5年度3億6,264万円に対して、2,073万3,000円の支出増となりました。

次に、3ページでございます。

資本的支出は、ここに記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。

経営状況についてでございます。

業務実績の供給戸数でございますが、12戸減少しております。家庭用が15戸減、工業用は2戸増、その他が1戸増となりましたが、工業用のガス供給量の増加に伴い、供給量の減少を補う結果となりました。年間供給量は令和4年度、令和5年度、令和6年度と頭打ち状態が継続しており、供給先の増加対策が急務となっています。

次に、工事の状況でございますが、記載のとおりでございます。

次に、5ページでございます。

収益・費用についてでございます。

営業損益でありますが、営業収益は2億7,156万2,000円、営業費用が3億5,742万1,000円であり、差引き8,585万9,000円の赤字でありました。前年度営業損失1億1,662万9,000円に対し、営業損失が3,077万円の減額になりました。

次に、イでございます。

営業外損益。

営業外収益は8,305万円、営業外費用が242万6,000円であり、差引き8,062万4,000円の黒字であります。前年度は営業外利益1億434万2,000円に比し、営業外利益が2,371万8,000円の減がありました。

なお、営業外収益には、電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金及び電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金が含まれております。令和6年度は3,085万円、令和5年度は5,647万3,000円、令和4年度は1,948万3,000円でございます。

次に、ウでございます。

当年度の純利益。

当年度純利益は、総収益3億5,461万2,000円から総費用3億5,984万7,000円を差し引いたマイナスの523万5,000円でした。前年度に比し、866万3,000円の減がありました。

次に、6ページでございます。

事業収入に対する事項でございます。

記載のとおりでありますが、ここでは1m<sup>3</sup>当たりの営業収入が営業収益、1m<sup>3</sup>当たりの事

業原価が1m<sup>3</sup>当たりの営業収入を上回っておって、ここに数字が入っておりませんが、令和5年度はマイナスの33円79銭でありました。令和6年度はマイナスの22円57銭となっております。赤字額は減っておりますが、赤字という形になっております。

次に、7ページでございます。

経営分析の比率ですが、令和5年度と比較しますと大きな変化は見られません。

次に、8ページ、9ページの財政状況でございます。

財政状況につきましては、ここの8ページ、9ページに記載のとおりでございます。

次に、10ページ、建設改良事業でございますが、これもここに記載のとおりでございます。

次に、11ページでございます。

審査の意見でございますが、1ページの審査の結果と同様であります。

次に、審査結果の概要でございますが、本決算の状況は当年度純損失523万5,000円を計上し、3期連続の純損失の計上となりました。前年度の未処理欠損金と合わせると1,135万7,000円となります。

主な要因は以下のとおりです。

1番、年間供給量311万8,000m<sup>3</sup>、前年度4.3%増に対して総費用3億5,984万7,000円、前年度3.1%増となりました。費用の前年度対比では、今年度、特別修繕引当金の繰入額600万円によるものでございます。

2番、一部ガス仕入れ単価の改定によって、前年度32円72銭より84銭高い33円56銭となりました。

3番、当年度キャッシュの残高は、前年度末残高に対して純損失の額の減少、設備投資の減少に伴って2,008万2,000円の増額の1億7,434万5,000円となりました。

4番、年度別純利益は令和2年度473万円、令和3年度424万9,000円、令和4年度赤字の466万7,000円、令和5年度1,389万7,000円のマイナス、当年度523万5,000円マイナスと3期連続純損失の計上となっております。

次、12ページでございます。

対処すべき事項。

1番、前年度に続き供給量の確保。世界的なエネルギーの高騰の渦中、地場天然ガスの優位性を町内へ再認識を推進する。

2番、費用の増加傾向の中、ガス事業費用のさらなる削減。運転費用、設備の更新等の計画の実施を図る。

今後、公営企業としての経営の基本原則を堅持し、ガス事業の保安を確保しつつ、安定した供給サービスの向上と経営の健全化に、関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

令和7年7月25日。九十九里町監査委員、中村敏男、同内山菊敏。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 中村代表監査委員、申し訳ございません。

暫時休憩します。

再開は午後2時25分です。

（午後 2時17分）

---

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

---

○議長（鎌田貴俊君） 中村代表監査委員におかれましては、引き続き令和6年度九十九里町普通会計・企業会計財政健全化・経営健全化審査意見書より引き続きお願いします。

代表監査委員、中村敏男君。

○代表監査委員（中村敏男君） それでは、引き続き報告させていただきます。

令和6年度の普通会計・企業会計健全化審査意見書でございます。

1ページ目をお願いいたします。

審査の対象及び審査の期日は、記載のとおりでございます。

普通会計。

町長から提出されました健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施し、いずれも適正に作成されているものと認めました。全ての比率が基準を下回っており、良好であり、指摘するべき事項はありませんが、引き続き財政の健全化に努めることを要望いたします。

次に、5ページでございます。

農業集落排水事業会計でございます。

それから、7ページのガス事業会計でございます。同じ状況でございますので、併せて説明させていただきます。

普通会計と同様、書類は正確に作成されているものと認めました。

資金不足比率は、いずれもマイナスで良好な状況となっており、特に指摘する事項はございません。

普通会計、企業会計、いずれの比率も良好ではありますが、本町の場合、基礎となるパイが小さいため財源の効率、効果的な執行、経費の節減等に邁進するよう要望いたします。

最終ページでございます。

令和7年8月29日。監査委員、中村敏男、同内山菊敏。

以上をもちまして、決算審査の意見を終了いたします。

○議長（鎌田貴俊君） 中村代表監査委員、お疲れさまでした。

内容説明及び代表監査委員による決算審査の意見が終了しました。

質疑、討論、採決は後日の本会議で行います。

---

#### ◎日程第9 休会の件

○議長（鎌田貴俊君） 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月10日から9月18日まで、常任委員会の開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、9月10日から9月18日まで休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鎌田貴俊君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月19日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時29分

令和 7 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 5 号）

令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）

## 令和7年第3回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第5号）

令和7年9月19日（金）午前9時35分開議

- 日程第 1 議案第 9 号 令和6年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 10 号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 11 号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 12 号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 13 号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 14 号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 15 号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について  
議案第 16 号 令和6年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について
- 

### 出席議員（13名）

1番	小野谷 元伸君	2番	阿井 賢一君
3番	松井 由美子君	4番	西村 みほ君
5番	小川 浩安君	6番	原田 教光君
7番	鎌田 貴俊君	8番	中村 義則君
9番	古川 徹君	10番	内山 菊敏君
11番	善塔 道代君	12番	細田 一男君
13番	高橋 功君		

### 欠席議員（1名）

14番 谷川優子君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	浅岡厚君	副町長	藤原慎君
教育長	鈴木弘君	総務課長	作田延保君
企画政策課長	羽斗伸一君	財政課長	鈴木桂君
税務課長	中北一成君	住民課長	田畠総子君
健康福祉課長	戸村恵子君	社会福祉課長	鈴木浩之君
農林水産課長	川島常嗣君	商工観光課長	古関保君
まちづくり課長	木原隆行君	会計管理者	古川紀行君
ガス課長	麻生雅弘君	教育委員会事務局長	鶴岡正美君
教育委員会事務局主幹	中村勝君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鎌田貴賜君 書記 鈴木克奈君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時35分

○議 長（鎌田貴俊君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（鎌田貴俊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 議案第 9号 令和6年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について

議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第1、議案第9号 令和6年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について、議案第16号

令和6年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

各会計とも既に内容説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計決算について質疑を行います。次に、特別会計決算、事業会計決算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計決算について質疑を行います。

質問者は質問内容を簡明に述べ、答弁者はその内容を理解し、質問に対し明確な答弁をされるようお願いします。

質疑ありませんか。

6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 6番、原田です。

決算書140ページ、5款農林水産業費、1項4目水田農業構造改革対策費、負担金補助金及び交付金についてお伺いをいたします。

令和6年度の予算額は704万2,000円でしたが、支出済額は318万にとどまり、不用額が386万2,000円と予算額の半分を大きく超え、執行率45.1%という結果になっております。このように不用額が多額に生じた要因について、どのように分析をされているのか、お聞かせいただきたい。そして、この制度そのものに農家のニーズが合致していなかったのか、申請や手続の負担が影響したのか、あるいは、予算見積りの段階で過大に積算をしたのか、具体的にどのように捉えておるか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（鎌田貴俊君） 原田議員に対する当局の答弁を求めます。

農林水産課長、川島常嗣君。

○農林水産課長（川島常嗣君） お答えします。

昨今の主食用米の高騰を受け、加工用米、飼料用米を栽培していた経営体が大幅に主食用米に転換したことが一つの要因と考えます。内訳につきましては、飼料用米等拡大支援事業補助金の取組が56haから6haへ、水田利活用持久力向上事業補助金の取組が79haから32haへそれぞれ減少しております。

また、制度につきましては、主食用米の高騰がなければ例年並みの申込みが見込まれたため、前年度実績に少し上乗せする形で予算を計上しておりました。申請や手続につきましても、不明な点等があれば直接面談などで指導を心がけており、予算見積り等につきましても、経営体の意見等を聞きながら積算しているため、適正であったと考えております。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 再質問させていただきます。

また、今後の対応についてであります。こうした不用額の発生を抑え、農家の実情に即した実効性ある事業とするために、予算見積りの制度向上や制度運用の改善が必要と考えます。町としてどのような見直しを図るおつもりか、お聞かせいただきたい。

○議 長（鎌田貴俊君） 農林水産課長、川島常嗣君。

○農林水産課長（川島常嗣君） お答えします。

今後の対応につきましては、前年度実績だけではなく、主食用米を含めた米の市場価格の動向を見ながら、より一層の見積りの制度向上を図りたいと思います。また、経営体の意見を柔軟に取り入れ、実績に合わせ、改善をしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 今後もひとつ実情に即した対応、改善を要望し、質問を終わります。

○議 長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

本冊166ページ、款8消防費、1項消防費、4目災害対策費、7節報償費の5万6,000円、不用額が出ていますが、この原因、どういうものに対しての報償費だったのか。

○議 長（鎌田貴俊君） 細田議員に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

7節の報償費5万6,000円でございますが、これは防災会議委員報酬ということで予算を計上したものでございますが、執行がございませんでしたので、そのまま不用額としたところでございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

防災会議ですか。ちょっと聞き取れなかつたんだけれども。防災会議が開催されなかつたので支出がなかつたと、そのような理解でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

○議 長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。1点お伺いいたします。

本冊136ページ、4款2項18節負担金補助及び交付金の中の東金市外三市町清掃組合負担金1億3,913万2,000円ですが、令和5年度の負担金よりも875万8,000円ほど高くなっているんですけれども、ごみの排出量は減っていると聞いています。ごみの量が減れば負担金も減額されるのではないかと思いますが、この負担金が高くなっている理由をお聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 善塔議員に対する当局の答弁を求めます。

まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

善塔議員の御指摘のとおり、町からのごみの搬出量は減っております。そのため、清掃組合負担金のうち、通常の処理費用に係る負担分は減額されておりますが、新処理施設の建設費に係る負担金により増額となっております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） それでは、この一般ごみの排出量分減っているのですけれども、昨年とどれくらい減額になっているのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

令和5年度と比較いたしますと、新処理施設を除きました経常費分といたしまして、28万1,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。じゃ、新処理施設分とごみのが一緒になっているということですよね。ごみの排出量が減っているのにもかかわらず、今年公表された県の指標で、九十九里町の令和4年度の1日1人当たりのごみの排出量がワースト10、10位でした。この結果をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えいたします。

ごみの総排出量は減少傾向でありまして、1日1人当たりのごみ排出量も減少しております。しかしながら、他自治体と比べますと1日1人当たりの排出量が必ずしも少ないと

わけではございませんので、生ごみの水切りや堆肥化、それからリサイクル倉庫の活用などごみ減量化の抑制策、そちらの周知などをより一層取組が必要だと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 本当に年々ごみの量は減っていると聞いていて、私も安心というか、よかったですな、うれしいなと思っていたんですけども、ちょっとこの表を見たときにすごくがっかりしたので質問させてもらいましたけれども、要望なんですが、決算書の備考欄に、新処理施設の負担金として別に記載していただければ分かりやすいのかなと思いますので、もしそれができなければ、この附属資料に新処理施設分の負担金として挙げていただけたらと思いますので、これ要望ですけれども、できたらお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川徹君） 9番、古川です。よろしくお願ひいたします。

本冊の166ページになります。8款消防費、1項消防費、4目災害対策費の中の14節工事請負費の中で、下段になります防災施設改修工事90万2,000円。これは、附属資料でいうと125ページになりますけれども、小間納屋にある避難タワー、津波のね、その支脚部分、要するに、柱脚の腐食による改修工事を実施しましたということでございますが、これ常任委員会でもお聞きしたんですけども、念のために再確認をさせてください。

この改修工事によって同じような腐食は絶対に出ないということで確認を取っておりますが、それは間違いないのか。新たに今避難タワーの建設が進められておりますが、いくら海岸から離れた場所とはいえ、同じような現象が起きないような構造にちゃんと造っているのか、そこを併せてお聞きしたいと思います。

それともう一点が188ページの中の9款教育費、4項社会教育費、2目公民館費になります。10節需用費の中で、修繕料の223万8,797円。効果表のほうでいくと、附属資料でいくと144ページになると思うんですが、中央公民館ですけれども、既に42年が経過しており、私が気になったところは、この修繕費が毎年、毎年かなりかさんできているような気もするんですけども、過去5年くらいの間の修繕費用、それを割り出せるんだったらちょっと教えていただきたいと思います。

また今回、次ページの190ページになりますけれども、これは9款教育費、4項社会教育

費、2項公民館費、14節工事請負費になりますけれども、照明改修工事、これはLEDの交換が全部済んだということで、あと舞台の吊物改修工事費ですよね、これ合わせて1,647万1,895円、トータルでね。これはいいんですよ。これは仕方なく改修工事をやったんでしうけれども、いずれにしてもこの修繕費、これがかなりかかってきていると思うんですが、私が気になるのは、やはりこの42年たってきた中の建物で、空調設備なんかもやったわけですけれども、今後どのような形で見込んでいるのか、この施設自体をね。それは担当課として、教育委員会としてどのように考えているのか、町の方針をちょっとお聞きしておきたいなと思いますので、この2点についてお聞きします。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 古川議員に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、8款の消防費、166ページの下から2番目、防災施設改修工事についてまずお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、令和6年度につきましては、柱脚の塗装、それから根巻きということで補強工事を実施しております。今後即座にここの箇所が壊れるとか、そういったことはございません。また、10年、20年たってくれば、それなりに経年劣化していくと思われますので、そこにつきましては計画的な修繕に努めてまいりたいと考えております。

また、現在建設中の作田、豊海の津波避難タワーでございますが、今後公共施設等総合管理計画に基づきます個別施設計画に位置づけまして、計画的な予防修繕に努めてまいりたいと考えでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） それでは、私のほうからは、社会教育費のほうの公民館ということでお答えさせていただきます。

まず、一番最初の過去5年間の修繕費のトータルというんですか、合計額等について、申し訳ありません、ちょっと今手元のほうにございませんので、申し訳ありません。あと、今後の施設の維持、または方向性といいますか、そういったところでいいますと、議員が先ほどおっしゃったように、中央公民館につきましては昭和57年建築ということで、築42年が経過しており、建物及び各種設備の老朽化のほうが進行している状況ではございますが、公民館におきましては、子供から高齢者までが生涯学習ということで学ぶ施設ということで貴重

な施設でございますので、こちらのほうにつきましては、来館者に適切な利用環境の提供と安全確保に十分な配慮を行いながら、事後保全型、もしくは予防保全型を取り入れながら、施設の維持管理のほうに引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川徹君） 古川です。

まず、避難タワーのほうの件ですけれども、経年がたったときに、10年先になってきた場合には、また同じような損傷が起きるような話もされたと思うんですけれども、この間、常任委員会で説明を受けたときには、この改修により、この部分においては同じような損傷が起きることはないということの答弁いただいたんですよ。だから今、念のため確認したんですけども、また10年先、20年先同じ部分がそういうことがないんでしょうねということを確認したので。また、その新たな避難施設に対しても、1回建てたものがこういう現象が起きたわけですから、そのようなこともちやんと念頭に置いてやって、進めてくれているんでしょうねということを確認したことですので。それについて何か答弁があるんだったら、答弁いただきたいと思います。

中央公民館ですけれども、なきやいけない施設なのでそれは分かるんですよ。ただし、本庁舎と一緒に、やっぱり基金も何も積んでいないわけじゃないですか、建て替えについてのね。ちょっとそれは私も心配するところであって、本庁舎建設基金も災害の後にやっと基金を積み始めてくれたような状況。まだ今4億ちょっとだったと思う。4億6,000万かそのぐらいだと思うんですけども、これも併用して、やはり考えていかなきやいけないときに来ているのかなと、そういうことも念頭に置いて。

ですから、この間町長も、かなり学校統合のことで建設費用が、また整備に費用がかかってきて、いろいろと収入のほうも考えていかなきやいけないということを言われていたんですけども、なるべく費用を抑えるためにも、今後の課題ですけれども、何かと併用してその施設を使うような考えも持っていただいて進めさせていただくといいと思いますので、そういうことでよろしくお願ひいたします。避難タワーのほう、何かあったら一言いただいてよろしいですか。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 小関納屋避難タワーの柱脚部分でございますが、水がたまって、それによって腐食が発生したということで、現在水がたまらないように施工してございます。

また、その留意点を次の豊海、作田にも生かしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

1番、小野谷元伸君。

○1番（小野谷元伸君） 1番、小野谷です。

決算書165ページ、166ページ、8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、14節の工事請負費の繰越明許費1億7,985万円ですが、決算書のみに金額だけ記載されており、附属資料にも説明されておりませんでした。どのような経緯で記載しなかったのかお答えください。

○議長（鎌田貴俊君） 小野谷議員に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、工事請負費1億7,985万円、それから、その上段にあります委託料441万6,000円、合計で1億8,426万6,000円の繰越しということになろうかと思いますが、これにつきましては、9月の補正予算において繰越明許費として既に御承認をいただいたものでございます。でございますので、決算書には記載してございません。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 1番、小野谷元伸君。

○1番（小野谷元伸君） 1番、小野谷です。

町民の一番の関心事であります津波避難タワーですので、書面にて分かりやすく記載してきちんと説明していただきたいと思いますが、どのようにお考えかお答えください。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 繰り返しの答弁になりますが、9月の補正予算において説明をし、御承認をいただいた件でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

議長にお願いしますが、2回目になりますけれどもよろしいでしょうか。介護保険と思っていたんですが、一般会計になっているので、2回目で質問よろしいでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） はい。

○12番（細田一男君） ありがとうございます。

本冊108、款3 民生費、1項社会福祉費、節の12委託料、この中で備考欄、常任委員会でも説明いただいたんですけども、この中の生活管理指導短期宿泊事業委託料36万4,650円。これは、施設を利用するときに高齢者、対象者が自己負担で1,720円負担するということで、その合計がこの金額になると思うんですけども、その理解でよろしいのか。

○議長（鎌田貴俊君） 細田議員に対する当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） こちらの生活管理指導短期宿泊事業委託料、こちらにつきましては、この事業の内容がまず、虐待や家族から介護の支援が得られない場合など、緊急的な一時的な措置ということで町の実施要項に基づきまして、坂田苑のほうに町が支払う委託料となっております。議員御指摘の個人負担につきましては、歳入の32ページにございます、13款にあります負担金になっておりまして、こちらのほう側が個人から1日当たり1,730円を徴収するものでございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

常任委員会でもお願いしたんだけれども、これ決算ですから、これの対象者になる方というのは高齢者が多いと思うんですよ。高齢者は今、本町は42.8%かな、48.2かどちらかだと思うんですね、高齢化率。その高齢者、我々の先輩、私も含めて言いますが、高齢者が40何%いる本町、それに対して高齢者は、多分国民年金生活の高齢者が大半を占めていると思うんですけども、国民年金は私も頂いていますけれども少額であり、その少額の中から高齢者が、1,700円といえども月の国民年金4万前後かな、そういった中で1,700円を負担するというのは、高齢者にとっては相当な負担になると思うんですよ。

聞くところによると、これは町の規約で何か制定されているというんだけれども、町の規約で制定されているんであれば、そういった方たちへの支援をするという形で無料にするような考え方があるのかどうか。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

町といたしましては、今この生活管理というところは、一時的な措置ということで対応をしております。万が一というときのための宿泊委託料というところがありまして、町全体の高齢者ことを考えまして、町といたしましては、同じ委託料の中で老人保護措置費という

ところで約1,200万、町のほうが負担しております。そこで坂田苑のほうで契約をして、本契約をして入所した方の中で、例えば非課税だったり、生活保護の方については、こちらの入所については自己負担等は頂いておりません。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

説明を受けて理解はできるんですけども、何度もしつこくなりますけれども、今後の予算要求するときに、できれば少しぐらいの考慮を、あるいは考え方をしていただけるようお願いします。

○議長（鎌田貴俊君） 先ほど、細田議員からの質問で高齢化率の話がありましたけれども、附属資料の63ページに、6年度では全人口の42.8%となっていますので。42.8%。6年度ですね。お知らせします。

（「議長、すみません」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 高齢化率につきましては、私のほうが常任委員会の際に、4月1日現在は42.75%と、直近の9月1日は4月から0.34ポイント上昇した43.09%というふうにお答えをしておりますので、それが現在は43%ということになっております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計決算の質疑を終わります。

続いて、特別会計決算及び事業会計決算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 4番、西村です。

病院事業特別会計に関して2点質問させていただきます。

効果表の最後のページ、174ページを御覧ください。

こちら、委員会のほうでも質問させていただいた内容になりますが、最後執行部全体にお聞きいたします。

初めに、質問内容からお話しします。令和6年度中、東金九十九里地域医療センターから何かしらの財政支援に関する申入れがあったのかという点が1点。

2点目に、本決算から鑑みて、次年度以降の経営に関して当局ではどのようにお考えかお聞きしたいと思っております。

まず、なぜこの質問をしたかといいますと、この決算附属資料のページの174ページを見ますと、こちらには、当センターへの事業負担金2億3,771万9,000円を規約に基づき負担を行ったとだけ書かれております。しかしながら、本体のほうの損益決算書を見ますと、こちら本会議の報告第5号にありました経営状況ですけれども、こちらに関してみれば、当期損失マイナス10億2,161万935円、そして、次ページにありますキャッシュフロー計算書によれば、資金期末残高41億986万4,316円と、このままの損失が続けば、計算上3、4年には運営が立ち行かなくなる可能性があると推察いたします。

町の決算書上は問題ないと考えますが、当局は、令和6年度中に、決算が出る前にマイナス損失になることが予想されていたと思うんですけれども、何かしらの申出があったのかお聞かせください。そして、この決算を考えて、どのように今後町としてお考えなのかお聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えをさせていただきます。

町に何かしら昨年度要望等があったのかという御質問に関しましては、町、県と三者ということで、何度も収支に関してシミュレーションを実施しておりました。その中で、まだ医師、看護師等も増加している中で、もう少し改善ができるんではないかというところで決算に向けた見込みの収支を何度も何度も繰り返し、検討も協議をしながら、御意見いただきながらやってきたところでございます。その結果、収益は上昇し、過去最高の収益を上げ、また、費用についても過去最高の費用増大であったという結果となりました。

町といたしましては、そういう結果を踏まえまして、今中期目標案に外部のコンサルを入れて検証をする必要があるんだと、それをずっと訴え続け、今回明記をさせていただいたところです。また、この外部コンサルを活用し、病院の経営改善に対する様々な課題、医療需要だったり、物価高騰対応だったり、そういうことを洗い出すことで、医療体制の具体的な見直しを赤字部分の明確化とともに病院のほうには追及をしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） それでは、再度お聞きします。

過去最高の収益があるということは、私たちも理解をしています。しかしながら、結果的にマイナス10億円ということには変わりがなく、課長のほうから外部コンサルを活用することですけれども、キャッシュフロー残高を見る限り、かなりスピード感を持って対応していかなければ、数年で経営が緊迫すると思っております。町長、副町長においては、当センターと会議等で話されていると思いますが、経営改善に向けて現時点で町としてどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議 長（鎌田貴俊君） 副町長、藤原慎君。

○副町長（藤原 慎君） 経営に関する認識についての御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、今回の中期目標において外部の経営コンサルタントを入れて、しっかりと経営分析、経営改善を図っていただくというのがまず先だと思っております。この考え方につきましては、東金市とも共通の考え方で、東千葉メディカルセンターに対しても、それについて今回中期目標ということでお示ししたところでございます。

以上でございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） ありがとうございます。それでは、要望いたします。

町としてのお考えはよく分かったんですけども、正直私たちとしては、3か月ごとの全員協議会の報告だけでは、長期経営については考察することがかなり難しいんですね。同じ設立団体である東金市や当センターとの協議については、正直新聞などの報道で私たちは知ることが多くて、それが現状なんですね。議会も町民も当センターの運営に関してはとても心配しているところではございますので、かなり経営状況は難しいと考えますので、今後は協議内容、町長や副町長が出た会議の内容についても、密に議会のほうに教えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議 長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

農業集落排水事業会計の本冊2ページ、1款1項営業費用は、ここに不用額784万5,064円が出ておりまして、農業集落排水の附属資料の2ページ、1目業務費の不用額555万37円と、またその下の2目総係費に補正予算176万9,000円の補正が出ているのにかかわらず、240万

9,717円の不用額が出ているのはどうしてなのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 善塔議員に対する当局の答弁を求めます。

農林水産課長、川島常嗣君。

○農林水産課長（川島常嗣君） お答えします。

業務費の不用額の主なもの一つとして光熱水費があり、そのうちの電気料金については、令和5年度、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業が行われておりまして、単価の引下げが行われていました。しかし、令和6年度につきましては、その事業が終わるということを見込み、令和5年度の1.2倍の単価で予算計上しましたが、令和6年度も令和5年度並みの単価だったことによるものとなっております。

手数料につきましては、これまで単年度契約だったものが3年の長期継続契約になり、単価が下がったことによる不用額となっております。また、総係費の不用額の主なものとしましては、委託料の経営戦略改定業務の予算に対しての請負契約額の差金によるものとなっております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。業務費については、光熱水費の電気料金と、また手数料の単年度契約が長期継続契約となったので単価が下がったということですね。じゃ、その下の総係費では、今課長から、委託料で経営戦略改定業務、ちょっと難しい言葉言われましたけれども、これはどういうものなのか、お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 農林水産課長、川島常嗣君。

○農林水産課長（川島常嗣君） お答えします。

経営戦略改定業務につきましては、本町の下水道の一つである農業集落排水事業は、汚水適正処理事業の一つとして取り組んでおります。近年では、人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、本事業が抱える経営課題は深刻度を増しており、継続可能な汚水処理事業の観点から、これまでの本事業に求められた役割や社会的貢献の変換を踏まえて、今後の施策について考える必要があります。

善塔議員御指摘の経営戦略改定事業につきましては、本事業のこうした状況に対応し、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定する業務で、おおむね5年に一度改定しております。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 詳しく説明ありがとうございます。この委託料の経営戦略改定業務が予算額に対してこれだけ少なくなったから差額がついたということで、予算は結構盛ったということですね。分かりました。5年に一度ということですので、5年に一度の改定ということで、また5年後にはこれを策定していくんだと思いますけれども、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画ということを言っていましたので、計画倒れにならないように、しっかりとこの計画に沿って頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

以上で、特別会計決算及び事業会計決算の質疑を終わります。

これより一般会計決算、特別会計決算、事業会計決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋です。

それでは、ただいま一括議題となっております議案第9号から議案第16号までの令和6年度九十九里町各会計歳入歳出決算につきまして、いずれも認定することを表明し、賛成の立場から討論を行います。

2024年の日本の経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、3月にマイナス金利を終了、日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られ、デフレからの脱却を実現しました。

一方、本町の歳入の根幹をなす地方税は、個人町民税の定額減税による影響のほか、給与所得や固定資産税の減価償却による減などにより、前年度比6%、約9,000万円の減額とな

り、依然厳しい財政運営となりました。

こうした状況の中、令和6年度九十九里町一般会計決算でございますが、歳入決算額が71億3,010万7,000円、歳出決算額が68億8,276万2,000円であり、令和7年度に繰り越すべき財源708万8,000円を差し引いた実質収支額は2億4,025万7,000円となっております。

決算を歳出状況により顧みますと、まちづくりの最上位計画に位置づけられている第5次総合計画及び人口減少の克服と地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略が4年目を迎える、町民が安心して暮らせるまちづくり、住み続けたくなるまちづくりのため、様々な事業が展開されました。

安心して子供を産み育てられる環境づくりとして、子育てを支援するため、医療費の全部、または一部を助成するとともに、保護者の事務手続等の利便性を図るために、受給権の交付対象の拡大を実施しました。また、児童手当についても所得制限の廃止や支給対象年齢の引き上げなどの拡充を図りました。

快適に暮らせる基盤づくりといったしましては、住民の日常生活に密着した道路橋梁補修、排水施設整備や空き家の利活用の促進を図るため、空家等対策計画の策定に着手するなど、住民福祉の向上に尽くされたところであります。

しかしながら、普通会計における財政指標を見ますと、町の財政力を示す財政力指数は0.42で、自主財源の割合が低いことを示されております。また、経常収支比率は89.8%、前年度よりも2.3ポイント増加、悪化しております。財政構造が弾力性に乏しく、経費の抑制に努める必要があることが示されております。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、問題がない状況であると認識いたしますが、これらの財政指標から、さらなる財政基盤の強化や行政の効率化、財政の健全化に努められることを要望いたします。

次に、5つの特別会計でございます。5つの特別会計を合わせた歳入決算合計額が48億8,658万円、歳出決算合計額が47億8,169万9,000円となっております。給食事業特別会計においては、児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた食事を提供し、健康の増進と行事食や千産千消メニューを取り入れ、食育の向上が図られました。また、保護者の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の学校給食費を無償とされました。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計におきましては、地域の特性に応じたきめ細かい保険事業が展開され、町民の保険医療の向上と健康福祉の増

進に努められました。

病院事業特別会計におきまして、東千葉メディカルセンターは、救急医療はもとより高度で安全な医療を提供しながら、地域の中核病院として健全な経営基盤の確立と業務運営の改善に努力されておりました。

農業集落排水事業会計においては、町内の3施設を適正に維持管理しながら、農業用排水の水質の汚濁を防止し、地域の健全な水環境に資するとともに、農家集落における生活環境の向上が図られました。

さらに、ガス事業会計におきましては、安価で安定したガスの供給に努めるとともに、経費の節減と経営の合理化に取り組まれておりました。

令和6年度の各会計決算は、監査委員の意見書により、予算の執行が議会の議決の本旨にのっとり、適法かつ効率的に執行されていたことが認められているとともに、4日間の常任委員会において、決算についての執行内容を詳細に審査したことから、いずれも認定に賛成するところであります。

今後も、浅岡町長を中心に職員一丸となって、より一層の町民サービスの向上や、当町の発展のため、各種施策を積極的に実施していただけますようお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和6年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の採決をいたします。

議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の採決をいたします。

議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鎌田貴俊君） 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第3回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時30分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 鐘 田 貴 俊

九十九里町議会副議長 原 田 教 光

九十九里町議会前副議長 鐘 田 貴 俊

署 名 人 阿 井 賢 一

署 名 人 内 山 菊 敏